

(別記1) 法第3条の規定による許可申請書

様式例第1号の1

農地法第3条の規定による許可申請書

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 様

当事者

<譲渡人>

住所

氏名

<譲受人>

住所

氏名

下記農地(採草放牧地)について

{	所有権	}	を	{	設定(期間 年間)	}
	賃借権					
	使用貸借による権利					
	その他使用収益権 ()					

移転

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 当事者の氏名等 (国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

当事者	氏 名	年齢	職業	住 所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	在留期間 及び在留 期間の 満了の日	認定経営 発展法人 (該当する 場合には ○)
譲渡人								
譲受人								

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地 目		面積(m ²)	対価、賃料 等の額(円) 〔10a当たりの額〕	所有者の 氏名又は名称 〔現所有者の氏名 又は名称(登記 簿と異なる場合)〕	所有権以外の 使用収益権が設定 されている場合	
	登記簿	現況				権 利 の 種類、内容	権 利 者 の 氏名又は名称

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細及び契約の内容

--

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
- 5 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

＜農地法第3条第2項第1号関係＞

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	自作地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	借入地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

（記載要領）

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積 (㎡)」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。

- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地として

の管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田			畑			樹園地		採草 放牧地
作付(予定)作物									
権利取得後の 面積(m ²)									

(2) 大農機具又は家畜

種 類							
数 量							
所 有							
確保しているもの							
所 有							
導入予定のもの							
リース							
[資金繰りについて]							

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事しようとする者の数及び配置の状況

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴〇〇年、農業技術修学歴〇〇年、その他 ()

② 世帯員等その他 常時雇用している労働力(人)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)

- ④ **配置の状況**（所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載（市町村別の状況を記載）してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載してください。）

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

- ⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

- (4) **農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等**（別紙 1 に記載し、添付してください。）

- (5) **その他の考慮すべき事項**

（記載要領）

「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

＜農地法第 3 条第 2 項第 2 号関係＞（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

- 2 **その法人の構成員等の状況**（別紙 2 に記載し、添付してください。）

＜農地法第 3 条第 2 項第 3 号関係＞（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

- 3 **信託契約の内容**

--

＜農地法第3条第2項第4号関係＞（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への 年間従事日数	備考

（記載要領）

備考欄には、農作業への従事日数が年間 150 日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

＜農地法第3条第2項第5号関係＞

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

--

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

--

＜農地法第3条第3項第3号関係＞（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

- (1) 氏名
- (2) 役職名
- (3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況
その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：
年 か月
そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：
年 か月（直近の実績）
年 か月（見込み）

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- ☐ その取得しようとする権利が地上権（民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合
（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。）
- ☐ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- ☐ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合
（景観法（平成16年法律第110号）第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2（効率要件）及び2（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- ☐ 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- ☐ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- ☐ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研

究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Ⅰの2（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- ☐ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- ☐ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

（留意事項）

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限り、
該当していることを証する書面を添付してください。

- ・その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- ☐ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

（事業・計画の内容）

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙 1）

1 農地法その他の農業に関する法令

（1）農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
① 第 3 条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
② 第 4 条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③ 第 5 条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④ 第 42 条（措置命令）	有 ・ 無

（2）農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
① 第 15 条の 2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
② 第 15 条の 3（監督処分）	有 ・ 無

（3）種苗法（平成 10 年法律第 83 号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第 20 条及び第 25 条参照）	有 ・ 無

（4）農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第 24 条（使用の禁止）	有 ・ 無

2 1 で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後 3 年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

（記載要領）

- この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載してください。
- 1 の（1）①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 1 の（1）②及び③については、農地法第 51 条第 1 項第 2 号から第 4 号に該当する者

も含めて記載してください。

- 4 1の(1)及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。

なお、1の(1)については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。

- 5 1の(2)、(3)及び(4)については、許可申請日現在の状況を記載してください。

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙２）

<農地法第２条第３項第１号関係>

１－１ 事業の種類

区 分	農 業		左記農業に該当しない 事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

１－２ 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
３年前(実績)		
２年前(実績)		
１年前(実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
２年目（見込み）		
３年目（見込み）		

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

- (1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等）

氏名 又は名称	住所又は 主たる事務 所の所在地	国籍 等	在留資格 又は 特別 永住者	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
				株主 総会	種類 株主 総会	農地等の 提供面積(㎡)		農業への年間 従事日数		農作業 委託の 内容
						権利の 種類	面 積	直近実績	見込み	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

- (2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍等	議決権の数		
			在留資格又は 特別永住者	株主総会	種類 株主 総会

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者				
(2) 農業関係者以外の者				
計				

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

＜農地法第2条第3項第3号及び第4号関係＞

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏 名	住 所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役 職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏 名	住 所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役 職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

- 2 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「2(1) 農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。
- 複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- 6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1) 農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 7 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください（ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。
- 国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

(別記2) 耕作証明願・耕作証明書(参考例)

証 明 願

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 様

申請者 住所
氏名

私が、下記農地を現に耕作していることを証明願います。

記

農地の所在・地番	地 目	地積 (㎡)	自作貸借別	貸借の場合所有者	摘 要
計					

証 明 書

農委証第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

※証明書については、この参考例を踏まえ、各農業委員会において、適宜、様式を定めることができるものとする。

(別記3) 法第3条第1項許可申請に係る農業委員会(審査書)(参考例)

農地法第3条第1項許可申請に係る農業委員会（審査書）の1

年 月 日
〇〇〇農業委員会

番 号	一 般	農地所有適格法人	その他の法人	信 託	区分地上権等	
-----	-----	----------	--------	-----	--------	--

移動する権利			農 地		採草放牧地		農 地 法 第 3 条 第 2 項 該 当 の 有 無										経 過		
所有権の移転			自作地	自作採草放牧地	第1号に該当	しない	{ 令第6条第1項第1号に該当 令第6条第1項第2号に該当 }	イロハニイロ	する	第3号に該当	する	しない	申請受付						
			貸付地	貸付採草放牧地				イロ	しない				年 月 日 権利を設定、移転しようとする時						
			その他	その他	第2号に該当	しない	{ 令第6条第2項に該当 }	1号	する	第5号に該当	する	しない	農業委員会決定(意見決定)						
地上権 永小作権 質権 賃借権 の 使用収益を目的とする権利	設定	設定	第4号に該当	しない	4号	しない		年 月 日					許可	無条件	不許可				
	移転	移転							第6号に該当	する	しない	一部許可			条件付	許可			
農地法第3条第3項該当の有無									第1号に該当				第2号に該当				第3号に該当		
農振法関係			①農振地域外 ②農振地域内農用地区域外 ③農振地域内農用地区域内				する				しない								
都市計画法関係			①市街化調整区域内 ②市街化区域内 ③その他の都市計画区域内				都市計画法第8条の地域地区の種類：												
農地法施行令第6条第3項第2号該当の場合はその状況																			
農業委員会決定の理由																			
農業委員会決定について問題となった事項																			
農業委員会の決定			年 月 日 (指令 第 号) 許可 一部許可 { 無条件 } 不許可 条件付																
指令 接受 本人 通知			年 月 日 年 月 日																

農地法第3条第1項許可申請に係る農業委員会（審査書）の2

年 月 日
〇〇〇農業委員会

譲渡人	農業者年金関係外の者	当該申請が経営移譲に係らない場合	59歳未満 59歳 60歳以上	基準日の予定年月 (年 月)	基準日通過の可能性	有 無
	農業者年金関係者	当該申請が経営移譲に係る場合	59歳未満 59歳 60歳以上	経営移譲日(予定) (年 月)	経営移譲の可能性	有 無
					当該申請によりすべての処分対象農地の権利の設定・移転が完了するもの	
					当該申請と同時に提出された別件申請と併せて、すべての処分対象農地の権利の設定・移転が完了するもの	
設定・移転される権利の種類は 所有権 賃借権 使用貸借権 その他 ()	農業者年金受給者	経営移譲の方法は	後継者移譲 第三者移譲	で設定・移転した権利の種類は	所有権 賃借権 使用貸借権 その他 ()	
		農業者年金支給停止事由への該当の有	有 無			
	農業者年金支給停止者	停止事由()		本件申請により停止事由が消滅される か否か	良 否	
譲受人	農業者年金関係外の者	59歳未満 59歳 60歳以上	基準日の予定年月 (年 月)	基準日通過の可能性	有 無	
	農業者年金関係者	59歳未満 59歳 60歳以上	経営移譲日(予定) (年 月)	経営移譲の可能性 (下限面積も考慮して)	有 無	
	農業者年金受給者	経営移譲の方法は	後継者移譲 第三者移譲	であった		
		農業者年金支給停止事由への該当の有	有 無			
	農業者年金支給停止者	停止事由()				
◎経営移譲に係る3条の許可申請の場合		申請の農地が	農業者年金被保険者農地等台帳 農地台帳 課税台帳	と合致しているかどうか	良 否	

（別記4） 法第3条の規定による許可申請書に係る許可指令書

様式例第1号の2

指令第 号
年 月 日

住所
氏名 様

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

年 月 日付けをもって農地法第3条第1項の規定による許可申請があった
農地（採草放牧地）についての（ ）の（ ）は下記により許可します。

記

1 当事者の氏名等

譲渡人（設定者） 住所
氏名
譲受人（被設定者） 住所
氏名

2 許可する土地

所在・地番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
	登記簿	現 況		

3 条件

（農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可をする場合は、毎年、その農地（採草放牧地）の利用状況について、農業委員会に報告しなければならない旨記載する。）

（記載要領）

- 1 様式中不要の文字は抹消し、本文には申請に係る権利の種類及び設定又は移転の別を記載する。
- 2 法人である場合においては、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

（別記5） 法第3条不許可指令書（参考例）

様式例第1号の2

指令第 号
年 月 日

住所
氏名 様

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

年 月 日付けをもって農地法第3条第1項の規定による許可申請があった
農地（採草放牧地）についての（ ）の（ ）は下記理由により許可しません（却下します）。

記

1 当事者の氏名等

譲渡人（設定者） 住所
氏名
譲受人（被設定者） 住所
氏名

2 土地の表示

所在・地番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
	登記簿	現 況		

3 理由

（根拠となる農地法の条項（農地法第3条第2項の該当号数等）及び不許可と判断するに至った理由を明記する。）

〔教 示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を岐阜県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市（町・村）を被告として（訴訟において〇〇市（町・村）を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載要領）

- 1 様式中不要の文字は抹消し、本文には申請に係る権利の種類及び設定又は移転の別を記載する。
- 2 法人である場合においては、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

（別記6） 法第3条第1項第13号の規定による届出書

様式例第1号の3

農地法第3条第1項第13号の規定による届出書

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 様

届出者（譲受人） 主たる事務所の所在地：
名称及び代表者氏名：

譲渡人 住 所：
氏 名：

下記農地（採草放牧地）の（に）（ ）を（ ）したいので、農地法第3条第1項第13号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所	備 考
譲渡人			
譲受人			

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	所有者 氏 名	所有権以外の使用及び収益を目的とする 権利が設定されている場合		備考
	登記簿	現況			権利者 の氏名	権利の種類、内容	

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(記載要領)

- 1 本文には所要の権利及び設定、移転の別を記載してください。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 4 記の3の「権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を記載してください。

（別記7） 法第3条届出 受理通知書

様式例第1号の5

受 理 通 知 書

第 号
年 月 日

届出者（譲受人）

主たる事務所の所在地：

名称及び代表者氏名：

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第3条第1項第13号（第14号の2）の規定による届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので通知します。

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
譲渡人		
譲受人		

2 土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目		面積（㎡）	権利の種類	権利の設定 又は移転の別
	登記簿	現 況			

3 届出書が到達した日

年 月 日

（記載要領）

- 1 譲渡人が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載する。

（別記8） 法第3条届出 不受理通知書（参考例）

様式例第1号の5

不 受 理 通 知 書

第 号
年 月 日

届出者

主たる事務所の所在地：
名称及び代表者氏名：

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第3条第1項第13号（第14号の2）の規定による届出については、以下の理由により受理しません。

（理由）

※記載例

権利を設定し、又は移転しようとする者が届出に係る農地等につき何らの権原も有していないため。

〔教 示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。））を記載しなければなりません。）正副2通を岐阜県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市（町・村）を被告として（訴訟において〇〇市（町・村）を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別記9) 農地等の利用状況報告書(農地法の規定による許可を受けた場合)

様式例第1号の7

農地等の利用状況報告書

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 様

住所
氏名

農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地(採草放牧地)について、農地法第6条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者の氏名等

氏 名	住 所

2 報告に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	作物の種類別作付面積 (又は栽培面積)	生産数量	反 収	備 考
	登記簿	現況					

3 農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響

4 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

5 業務執行役員又は重要な使用人の状況

氏 名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の 年間従事日数

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 不要の文字は抹消してください。
- 2 報告書を提出する者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付してください。
- 3 記の2の「報告に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 4 記の3の「農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響」には、例えば、病虫害の温床となっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記載してください。
- 5 記の4の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等の取り組み状況（今後取り組む場合はその見込み）について記載してください。
- 6 記の5の「業務執行役員又は重要な使用人の状況」については、報告書を提出する者が個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員（耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員がいない場合には、重要な使用人）の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。

なお、「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。

(別記10) 農地等の利用状況報告書（農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による権利設定等を受けた場合）

様式例第1号の7

農地等の利用状況報告書

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 様

住所
氏名

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた農地（採草放牧地）について、農地法第6条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者の氏名等

氏 名	住 所

2 報告に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	作物の種類別作付面積 (又は栽培面積)	生産数量	反 収	備 考
	登記簿	現況					

3 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響

4 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

5 業務執行役員又は重要な使用人の状況

氏 名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の 年間従事日数

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 不要の文字は抹消してください。
- 2 報告書を提出する者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付してください。
- 3 記の2の「報告に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 4 記の3の「農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響」には、例えば、病虫害の温床となっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記載してください。
- 5 記の4の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等の取り組み状況（今後取り組む場合はその見込み）について記載してください。
- 6 記の5の「業務執行役員又は重要な使用人の状況」については、報告書を提出する者が個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員（耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員がいない場合には、重要な使用人）の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。

なお、「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。

（別記11） 法第3条の2第1項の規定による勧告書

様式例第2号の1

農地法第3条の2第1項の規定による勧告書

年 月 日
番 号

住所
氏名 様

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

あなたが農地法第3条の2第1項第〇号に該当することから、同項に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に従わなかったとき等には、同法第3条第1項の許可を取り消しますので御留意願います。

記

1 農地（採草放牧地）の所在等

所在・地番	地 目		面積（㎡）
	登記簿	現 況	

2 勧告の理由

〇〇のため、農地法第3条の2第1項第 号に該当します。

3 講ずべき措置

4 措置を講ずべき期限

年 月 日

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(別記12) (法第3条) 許可取消し通知書

指令第 号
年 月 日

住所
氏名 様

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

年 月 日付け 指令第 号をもってした農地法第3条第3項の規定の適用を受けた同条第1項の許可について、同法第3条の2第2項第1号(第2号)に該当することから下記により当該許可を取り消します。

記

1 当事者の住所、氏名

譲渡人(設定者)	住 所
	氏 名
譲受人(被設定者)	住 所
	氏 名

2 許可を取り消す農地等

所在・地番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
	登記簿	現 況		

3 農地法第3条の2第2項第1号(第2号)に該当する事由

〔教 示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を岐阜県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市（町・村）を被告として（訴訟において〇〇市）（町村）を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載要領）

- 1 本文には取り消しの対象となる許可の指令書の日付・番号を記載する。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(別記13) 法第3条の3第1項の規定による届出書

様式例第3号の1

農地法第3条の3の規定による届出書

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 様

住所
氏名

下記農地（採草放牧地）について、（ ）により（ ）を取得したので、農地法第3条の3の規定により届け出ます。

記

1 権利を取得した者の氏名等（国籍等は、所有権を取得した場合のみ記載してください。）

氏 名	住 所	国籍等	在留資格又は 特別永住者

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積（㎡）	備 考
	登記簿	現 況		

3 権利を取得した日

年 月 日

4 権利を取得した事由

5 取得した権利の種類及び内容

6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

(記載要領)

- 1 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。
法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 4 権利を取得した者が連名で届出をする場合は、届出者の住所及び氏名をそれぞれ記載してください。
また、記の1の「権利を取得した者の氏名等」は必要に応じ、行を追加してください。
- 5 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 6 記の4の「権利を取得した事由」には、相続（遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む。）、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
- 7 記の5の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定（見込み）の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。
また、共有物として農地又は採草放牧地の権利を取得した場合であつて、届出者以外にも共有者がいるときは、その人数を記載してください。
なお、人数がわからない場合は、その旨を記載してください。
- 8 記の6の「農業委員会によるあつせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあつせん等を希望するかどうかを記載してください。

(別記14) 法第3条の3第1項届出受理通知書

様式例第3号の2

受 理 通 知 書

番 号
年 月 日

届出者 住所
氏名

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第3条の3の規定による届出についてはこれを受理したので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1 権利を取得した者として届出があった者の氏名等

氏 名	住 所

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	備 考
	登記簿	現 況		

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

（別記15） 法第3条の3第1項届出不受理通知書（参考例）

様式例第3号の2

不 受 理 通 知 書

番 号
年 月 日

届出者 住所
氏名

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第3条の3第1項の規定による届出については以下の理由により受理しません。

（理由）

※記載例

届出者が届出に係る農地等につき何らの権原も有していないため。

〔教 示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社团若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を岐阜県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市（町・村）を被告として（訴訟において〇〇市（町・村）を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農地所有適格法人要件の適格説明書

年 月 日提出

〇〇〇農業委員会会長 様

法人名 :

代表者 役職・氏名 :

主たる事務所の所在地 :

電話番号 :

代表者の住所 :

電話番号 :

記入者 所属・役職・氏名 :

電話番号 :

1 経営農地等の状況

経営農地等の有無: 有・無

<経営農地等がある場合>

市町村名	権利の種別	計(㎡)	田	畑	採草放牧地	備考
	☐ 所有権 ☐ 使用収益権					
	☐ 所有権 ☐ 使用収益権					
	☐ 所有権 ☐ 使用収益権					

2 権利取得を予定している農地等

(1) 所有権の移転によるもの

所在地	地目	面積(㎡)	所有者氏名	根拠法令	取得予定年月
				☐ 農地法 ☐ 農業経営基盤強化促進法 ☐ 農地中間管理法	年 月
				☐ 農地法 ☐ 農業経営基盤強化促進法 ☐ 農地中間管理法	年 月
計	—		—	—	—

(2) 使用収益権の設定又は移転によるもの

所在地	地目	面積(㎡)	所有者氏名	根拠法令	取得予定年月
				☐ 農地法 ☐ 農業経営基盤強化促進法 ☐ 農地中間管理法	年 月
				☐ 農地法 ☐ 農業経営基盤強化促進法 ☐ 農地中間管理法	年 月
計	—		—	—	—

(3) 権利取得を予定している農地等の所有者に係る認定経営発展法人該当の有無
有・無

3 法人の形態

☐ 会社法上の法人

☐ 株式会社（全株式譲渡制限会社）

☐ 特例有限会社

☐ 合名会社

☐ 合資会社

☐ 合同会社

☐ 農業協同組合法上の法人

☐ 農事組合法人（☐ 共同利用施設の設置・農作業の共同化 ☐ 農業経営）

4 法人の定款に定める事業

☐ 農業

☐ 農業関連事業（自己の農畜産物を使用する製造・加工、貯蔵、運搬、資材生産、農作業受託等）

☐ 共同利用施設の設置・農作業の共同化

☐ その他農業以外の事業（会社法上の法人のみ）

5 事業の状況

年度

農業				左記農業以外の事業	
生産する農畜産物		関連事業等			
内 容	売上(円)	内 容	売上(円)	内 容	売上(円)
計		計		計	

年度

農業				左記農業以外の事業	
生産する農畜産物		関連事業等			
内 容	売上(円)	内 容	売上(円)	内 容	売上(円)
計		計		計	

年度

農業				左記農業以外の事業	
生産する農畜産物		関連事業等			
内 容	売上(円)	内 容	売上(円)	内 容	売上(円)
計		計		計	

6 構成員（出資者）の状況

氏名又は名称	住所又は 主たる事務所の所在地	議決権の数 (株式数等)		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況			
		株主 総会	種類 株主 総会	農地等の 提供面積 (㎡)	農業への年間従事日数		農作業委託 の内容
					直近 実績	翌事業年度 の計画	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

7 業務執行役員の状況

氏 名	住 所	国籍等		役職	農業への年間従事日数		
		在留資格 又は 特別 永住者	在留期間 及び 在留期間の 満了の日		直近実績	翌事業年度 の計画	必要な農作業への 年間従事日数

8 重要な使用人の状況

氏 名	住 所	国籍等		役職	農業への年間従事日数		
		在留資格 又は 特別 永住者	在留期間 及び 在留期間の 満了の日		直近実績	翌事業年度 の計画	必要な農作業への 年間従事日数

9 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 農業に関する法令違反の有無

有・無

(2) 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったことの有無

有・無

10 その他参考となるべき事項

11 添付資料

(1) 定款

(2) 組合員名簿又は株主名簿

(3) 直近3年間の法人の損益計算書（又は事業計画書・事業目論見書）の写し

(4) 構成員や業務執行役員の農業及び農作業の状況が確認できる書類（業務日誌等）

(5) その他記載事項が確認できる書類等農業委員会が提出を求めるもの

（記載要領）

1 経営農地等の状況

- ・法人が経営する農地等の所在市町村ごと、権利の種別ごとに記入してください。
- ・複数市町村にまたがる場合には、「農地面積（㎡）」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。

2 権利取得を予定している農地等

- ・「地目」欄については「田」又は「畑」を記入してください。また、採草放牧地の場合は「採」を記入してください。
- ・「根拠法令」欄は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定に基づく権利設定等を予定している場合は「農地法」に☑を、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく農用地利用集積計画に基づく権利設定等を予定している場合は「基盤法」に☑を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画に基づく権利設定を予定している場合は「農地中間管理法」に☑を記入してください。
- ・農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、「有」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。

3 法人の形態（該当するものに☑）

- ・「全株式譲渡制限会社」：公開会社でないもの。発行する株式の全てについて、譲渡により取得する場合には、株式会社の承認を要する旨を定款に定めている会社をいいます。
- ・「特例有限会社」：平成18年5月1日に会社法（平成17年法律第86号）が施行され、有限会社は株式会社に統合されたが、既存の有限会社は、有限会社の名称のまま株式会社として存続することができます。なお、新たに有限会社を設立することはできません。
- ・農事組合法人は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定された法人の形態で、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行う「1号法人」（農協法72条10項1号に規定）と、農業の経営を行う「2号法人」（農協法72条10項2号に規定）、その両方の事業を行う「1・2号法人」とに分類されます。
- ・「1号法人」は農地所有適格法人の形態要件を満たしません。

4 法人の定款に定める事業（定款の事業目的の全てに☑）

- ・「農業」と「農業関連事業」の内容については以下のとおりです。

＜農地所有適格法人の事業要件＞

★農業：耕作、養畜、養蚕、養蜂等

★その農業に関連する事業

- ① 自己の生産した農畜産物（他から購入したものを加えることも可能）を原料又は材料として使用する製造又は加工
- ② 自己の生産した農畜産物、林産物、その生産・加工に伴い副次的に得られた物品（動植物由来でエネルギー源として利用できるものに限る）を原料（他から購入した物品を併せて用いる場合も含む）として製造した燃料を用いた電気又は熱の供給
- ③ 自己の生産した農畜産物（他から購入したものを加えることも可能）の貯蔵・運搬・販売
- ④ 農業生産に必要な資材の製造
- ⑤ 農作業の受託
- ⑥ 農業と併せ行う林業
- ⑦ 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化事業（ライスセンター設置運営や水稻共同防除等）
- ⑧ 農山漁村余暇法に規定する滞在型余暇活動を行うための施設の設置、運営等（農林漁業体験民宿等）
- ⑨ 営農型発電設備又は農作物栽培高度化施設に設置した太陽光発電設備による電気の供給

★その他の事業（例）民宿、キャンプ場、造園業、除雪作業等

（注）農事組合法人は農業協同組合法の規定により、農業と関連事業しか行えないなど、事業に制限があります。

5 事業の状況（法人の事業の売上の過半が、農業及び農業関連事業の売上が占めるか）

- ・前事業年度から過去3ヵ年（異常気象等により農業等の売上が著しく低下した年が含まれているなどの場合には、提出先の農業委員会との協議を踏まえ、当該年を除いた直近3ヵ年）の状況を記入してください。
- ・法人の事業開始から3ヵ年以上経過していない場合等は、事業計画書や事業目論見書等の内容に基づいた今後の計画を含め、3ヵ年分を記入してください。

6 構成員（出資者）の状況（農業関係者の議決権が総議決権の過半であるか）

- ・「農業関係者」とは、
 - ① 農地の権利提供者
 - ② その法人の農業の常時従事者（原則として年間150日以上に従事）
 - ③ 基幹的な農作業を委託した個人
 - ④ 地方公共団体、農協、農地中間管理機構、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等をいいます。
- ・「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- ・翌事業年度の計画の欄は、提出日の属する事業年度の翌年度の計画を記載してください。

7 業務執行役員の状況（その法人の農業の常時従事者たる構成員（出資者）が役員の過半か、かつ、役員又は重要な使用人のうち、1人以上がその法人の農作業に年間60日以上従事するか）

- ・「業務執行役員」とは、理事、取締役又は業務を執行する社員をいいます。
- ・「農業への年間従事日数」には、法人が行う農業及び農業関連事業に関する会議や打ち合わせ、販売や営業、集金、経理等の業務への従事が含まれます。
- ・「農作業」とは、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷わらの取替え等耕作又は養畜の事業に直接必要な作業をいいます。
- ・国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。

8 重要な使用人の状況

- ・「重要な使用人」とは、支店長、農場長、農業部門の部長その他いかなる名称であるかを問わず、

その法人の農業に権限及び責任を有し、地域との調整役として対応できる者をいいます。

9 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

- 農地法その他の農業に関する法令とは、「農地法」（昭和27年法律第229号）、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）、「種苗法」（平成10年法律第83号）、「農薬取締法」（昭和23年法律第82号）」をいいます。
- 権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況を記載してください。

10 その他参考となるべき事項

＜記載事項の例＞

- 法人が従たる事務所（支店、支所、分場等）において農地等の権利を取得し耕作又は養畜の事業を行っている場合には、その住所及び電話番号並びに責任者氏名、従たる事務所（支店、支所、分場等）における事業の状況及び農業従事者の状況等
- 法人の事業内容の変更、法人の形態の変更等、法人経営上重大な変更があった場合には、その旨
- 法人の所有している（または利用している）農業用機械や農業施設の状況等

【参考】

＜農地の権利を取得する法人の種類＞

- 農地法上、法人による農地の権利取得は、**農地所有適格法人と一般法人（リース方式）**の2類型を規定
- **農地の所有**は、農業関係者が地域で協同して農業を営む性格を有する**農地所有適格法人に限定**
- **農地の賃借**は、農地所有適格法人以外の**一般法人でも可能**

	農地所有適格法人 (農地を所有できる法人)	一般法人(リース方式)
法人の性格	○ 農業関係者が地域で協同して農業を営むという性格を有する法人	○ 経営の柱が農業分野以外の法人
法人の要件	○ 議決権：農業関係者が議決権の過半 ○ 法人形態：株式会社(非公開会社)、持分会社等 ○ 事業：売上高の過半が農業・関連事業(加工販売等) ○ 役員：①役員の過半が農業に常時従事 ②役員又は重要な使用人の1人以上が農作業従事	○ 株式の譲渡自由 ○ 役員又は重要な使用人の1人以上が農業に常時従事
経営方針の決定	○ 農業関係者の意向が経営に反映	○ 農外関係者の意向が経営に反映
懸念払拭措置	○ 上記の要件を欠いた場合、国が買収	○ 農地を不適正に利用した場合、所有者に賃借地を返還

＜農地所有適格法人の要件＞

1. 法人形態要件 株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社

2. 事業要件 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業※を含む。)[売上高が過半]

- 〔関連事業〕
- ・ 農畜産物の製造・加工
 - ・ 農畜産物の貯蔵、運搬、販売
 - ・ 農業生産に必要な資材の製造
 - ・ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置・運営等(例えば、農家民宿)

3. 議決権要件

農業関係者	・ 法人の行う農業に常時従事する個人 ・ 農地の権利を提供した個人 ・ 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人 ・ 基幹的な農作業を委託している個人 ・ 地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会	総議決権の過半
農業関係者以外	(制限なし)	総議決権の2分の1未満

4. 役員要件 ① 役員の過半が、法人の行う農業に常時従事する構成員(原則年間150日以上)であること
② 役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に従事(原則年間60日以上)すること

〔出典〕農林水産省作成資料

(別記17) 農地所有適格法人報告書

様式例第5号の1

農地所有適格法人報告書

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地：

名称及び代表者氏名：

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名		
主たる事務所の所在地		
経営面積（ha）	所有農地の有無	有 ・ 無
	田	
	畑	
	採草放牧地	
法人形態		

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

区分	農 業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績			
翌事業年度の計画			

(2) 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前(実績)		
報告対象年度の1年前(実績)		
報告対象年度(実績)		
翌事業年度の計画		

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

- (1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等）

氏名 又は 名称	住所又は 主たる 事務所の 所在地	国籍等	議決権の数			構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
			在留資格 又は 特別 永住者	株主 総会	種類 株主 総会	農地等の 提供面積(㎡)		農業への 年間従事日数		農作業 委託 の内容
						権利の 種類	面積	直近実績	翌事業年度 の計画	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

- (2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍等	議決権の数		
			在留資格又は 特別永住者	株主 総会	種類 株主 総会

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者				
(2) 農業関係者以外の者				
計				

（留意事項）

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏 名	住 所	国籍等	在留資格 又は 特別永住者	役 職	農業への 年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度 の計画	直近実績	翌事業年度 の計画

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏 名	住 所	国籍等	在留資格 又は 特別永住者	役 職	農業への 年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度 の計画	直近実績	翌事業年度 の計画

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業の内容」欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法

第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

また、法人が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人である場合には、同法第16条の5に規定する提携事業者に該当する構成員の氏名又は名称に○を付してください。

- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- 6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 7 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。
- 8 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4の(2)については、4の(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

(別記 18) 農地所有適格法人要件確認書

様式例第 5 号の 3

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称 :

主たる事務所の所在地 :

記載年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日		
経営面積 (ha)	田					
	畑					
	採草放牧地					
法 人 形 態						
要 件 の 適 否		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否		
事業の 種類	農 畜 産 物 名					
	関連事業等名					
	その他事業名					
売上高 (円)	農 業	前々回報告				
		前 回 報 告				
		報 告				
		合 計				
	そ の 他 事 業	前々回報告				
		前 回 報 告				
		報 告				
		合 計				
	要件の適否		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	
	構 成 員	総 数		()	()	()
		農 地 提 供 者 ①		()	()	()
		農業常時従事者 ②		()	()	()

数	農作業委託者 ③	()	()	()
	農地中間管理機構 ④	()	()	()
	市町村・農業協同組合等 ⑤	()	()	()
	承認会社 (投資円滑化法第10条) ⑥	()	()	()
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統の有する議決権)	()	()	()
	関連事業者等 (基盤法第13条第2項) ⑦	()	()	()
	①～⑦以外の者 ⑧	()	()	()
	提携事業者 (基盤法第16条の5)	()	()	()
	要件の適否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
農業・農作業従事者の状況	理事等の総数			
	うち農業に常時従事する構成員数 ⑨			
	うち農業に常時従事し、かつ農作業に従事する者の数 ⑩			
	(⑩が0人の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	要件の適否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
要件を満たさなくなるおそれがある事実関係（勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する）				
備 考				

(記載要領)

- 1 「法人の名称」は、名称を短縮したり略字を使用することなく、定款に記載されている法人の正式名称を記載する。
- 2 「主たる事務所の所在地」は、株式会社又は持分会社にあっては、定款に記載されている本店の所在地を記載する。
- 3 「法人形態」欄には、株式会社であって株式の譲渡について当該株式会社の承認を要する旨の規定が定款に定められている法人については、「株式会社（非公開会社）」と記載し、そうでない株式会社については「株式会社（公開会社）」と記載する。
- 4 「事業の種類」の「農畜産物名」欄には、当該事業年度において法人の生産した農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- 5 「事業の種類」の「関連事業等名」欄には、当該事業年度において法人の行った次に掲げる事業に該当する事業の名称を記載する。
 - (1) 農業と併せ行う林業
 - (2) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
 - (3) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
- 6 「事業の種類」の「その他事業名」欄には、当該事業年度において法人の行った農地法第2条第3項第1号に規定する農業（以下同じ。）以外の事業の名称を記載する。
- 7 「売上高」欄は、「農業」及び「その他事業」について、前々回報告された売上高、前回報告された売上高及び今回報告された売上高を、それぞれ記載するとともに、それら3事業年度分の売上高を合計し「合計」欄に記載する。
- 8 「構成員数」欄には、
 - (1) 「総数」欄は、構成員の総数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に株主総会における議決権の数（会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合は、当該種類株主総会における議決権の数をさらに括弧書きで記載。以下同じ。）を記載する。
 - (2) 「農地提供者」欄は、農地法第2条第3項第2号イ、ロ、ハ及びニに該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

「常時従事者」欄は、農地法第2条第3項第2号ホに該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

「農作業委託者」欄は、農地法第2条第3項第2号ヘに該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

「農地中間管理機構」欄は、農地法第2条第3項第2号トに該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

「市町村・農業協同組合等」欄は、農地法第2条第3項第2号チに該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

「承認会社（投資円滑化法第10条）」欄は、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

また、「議決権の状況」欄は、その承認会社の総株主の議決権の合計を記載し、このうち、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫が有する議決権の合計を括弧内に記載する。

なお、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して議決権の保有状況を記載する。

「関連事業者等（基盤法第13条第2項）」欄は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第2項に該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

「提携事業者（基盤法第16条の5）」欄は、農業経営基盤強化促進法第16条の5に該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

9 「農業・農作業従事者の状況」欄には、

- (1) 「理事等の総数」欄は、農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員（以下「理事等」という。）の実数を記載する。
- (2) 「うち農業に常時従事する構成員数」欄は、理事等の総数のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる構成員の数を記載する。
- (3) 「うち農業に常時従事し、かつ農作業に従事する者の数」欄は、理事等のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる者であつて、かつ、法人の行う農業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の数を記載する。

なお、当欄の対象者は、(2)の欄と異なり、構成員に限られないことに留意すること。

- (4) 「農業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無」欄は、その法人の重要な使用人（法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人をいう。）のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められ、かつ、法人の事業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の有無を記載する。

なお、当欄は、(3)の欄が「0人」の場合に記載する。

- 10 「要件を満たさなくなるおそれがある事実関係（勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する）」欄は、農地法第6条第1項の報告書等から、法人が要件を満たさなくなるおそれがあると判断し同条第2項により是正を勧告した場合に、要件を満たさなくなるおそれがあると判断した根拠となる事実関係を記載するとともに、是正を勧告した翌年はその是正状況を記載する。
- 11 農地所有適格法人が従たる事務所（支店、支所、分場等）において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している場合に、その従たる事務所の所在地を管轄する農業委員会は、本確認書の各欄について、法人全体の情報を記載する他、併せて、管内に所在する従たる事務所（支店、支所、分場等）における経営面積、事業の種類、構成員数及び理事等の数を本確認書の該当する各欄に記載する。

(別記 19) 法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書

様式例第 4 号の 1

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 氏名

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第 4 条第 1 項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所等	住 所									
	都道 府県		郡 市		町 村		番地			
2 許可を受けよう とする土地の 所 在 等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	耕作者の 氏 名	市街化区域・市街化調整 区域・その他の区域の別			
	登記簿	現 況								
	郡 町 市 村									
	計		㎡ (田		㎡、畑		㎡)			
3 転 用 計 画	(1) 転用事由の詳細		用 途		事由の詳細					
	(2) 事業の操業 期間又は施設 の利用期間		年 月 日から 年間							
	(3) 転用の時期 及び転用の目的 に係る事業 又は施設の概要	工事計画	第 1 期 (着工 年月日から年月日まで)				第 2 期		合 計	
			名 称	棟 数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)		棟 数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
			土地造成							
			建 築 物							
			小計 (建築物)							
			工 作 物							
小計 (工作物)										
計										
4 資 金 調 達 に ついての計画										
5 転用することによ って生ずる付 近の土地・作物・ 家畜等の被害防 除施設の概要										
6 その他参考と なるべき事項										

(記載要領)

- 1 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 2 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 3 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を 6 か月単位で区分して記載してください。
- 4 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第 29 条の開発許可及び同法第 43 条第 1 項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第 29 条及び第 43 条第 1 項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第 34 条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(別記 20) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書

様式例第 4 号の 2

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

譲受人 氏名

譲渡人 氏名

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可を申請します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	住 所							
	譲受人		都道		郡		町		番地	
			府県	市	村					
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		市街化区域・ 市街化調整区 域・その他の 区 域 の 別		
			登記簿	現 況		権利の種類	権利者の氏名又は名称			
			郡 町 市 村							
計			㎡ (田		㎡、畑		㎡、採草放牧地		㎡)	
3 転 用 計 画	(1) 転用の目的		(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細							
	(3) 事業の操業期間 又は施設の利用期間		年 月 日から 年間							
	(4) 転用の時期及び 転用の目的に係る 事業又は施設の 概要	工事計画	第 1 期 (着工 年月日から年月日まで)				第 2 期	合 計		
			名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)		棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
			土地造成							
			建 築 物							
			小計 (建築物)							
工 作 物										
小計 (工作物)										
計										
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他		
		設定 移転								
5 資金調達についての計画										
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要										
7 その他参考となるべき事項										

(記載要領)

- 1 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(別紙１) 申請書の１の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

(別紙２) 申請書の２の欄 許可を受けようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		市街化区域・市街 化調整区域・その 他の区域の別
			登記簿	現 況		権利の種類	耕作者の 氏名又は名称	
計 筆 ㎡ (田 ㎡、畑 ㎡、採草放牧地 ㎡)								

(記載要領)

本表は、(別紙１)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

(別記21) (農地法第4条) 許可申請書に係る意見書

様式例第4号の3

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書

年 月 日

岐阜県知事 様

〇〇〇農業委員会

申請に係る事項	申請者の住所等		住所				氏名					
	申請に係る土地	所在地番	市町村				外筆					
		地目別面積 (㎡)	田		畑		採草放牧地		その他			
		申請に係る土地の所在する区域	市街化区域				市街化調整区域		その他の区域			
事業計画	用途 (住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)											
	工事計画		着工 年 月 日 完了 年 月 日									
農地転用に関する許可基準からみた意見	農地の区分											
	許可基準に定める農地の区分の該当事項											
	該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)											
	転用候補地内の農地の区分別面積及びその全体に占める割合		面積 (㎡)		甲種農地		第1種農地		その他		計	
			割合									
	検討事項		意見		意見決定の理由							
	1 農地の区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理由		適当	不適当								
	2 資力及び信用		適当	不適当								
	3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無		適当	不適当								
	4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性		確実	不確実								
	5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み		確実	不確実								
	6 農地以外の土地の利用見込み		確実	不確実								
	7 計画面積の妥当性		適当	不適当								
	8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性		適当	不適当								
	9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無		なし	あり								
	10 農地の利用の集積への支障の有無		なし	あり								
	11 一時転用である場合には、その妥当性		適当	不適当								
12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		終了	未了									
農地転用に関する許可基準からみた意見												
特定土地改良事業等関係		事業の種類	事業施行者	施行面積 (㎡)	申請地に関する面積 (㎡)	施行時期	申請地に関する土地改良財産					
申請に係る土地と都市計画との関係		都市計画区域決定の有無	あり		なし							
		都市計画法第8条に基づく地域地区の決定の有無	計画区域内		計画区域外		(告示 年 月 日)					
		都市計画法第8条に基づく地域地区の種類	あり		なし							
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係		農業振興地域決定の有無	振興地域内		振興地域外		(告示 年 月 日)					
		農用地区域決定の有無	農用地区域内		農用地区域外		(決定 年 月 日)					

申請に係る土地と地域計画との関係	地域計画決定の有無	あり なし	
	(一時転用の場合) 協議の場の開催状況	開催済み(開催日 年 月 日) 未開催	
	(一時転用の場合) 農業を担う者の状況	復元後、地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが 確実 不確実	
総合意見			
許可が相当と認められる場合に付すべき条件			
都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無		有 ・ 無	
意見の概要			

(記載要領)

- 1 「申請土地の所在する区域」、「意見」、「手続の状況」、「知事の処分」、「都市計画区域決定の有無」、「農業振興地域決定の有無」及び「農用地区域決定の有無」の欄には、該当するものに○印を付する。
- 2 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 3 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2の1のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
- 4 「検討事項」欄の「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」の意見は、当該市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。
- 5 検討事項の「12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施行に関して市町村が法令(条例を含む。)により定められた協議先となっている場合には、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。

なお、土地利用規制に係る市町村の開発指導要綱などにおいて開発に係る市町村長との協議等を行う規定がある場合は、当該要綱に基づく協議等を了したかどうかを含め意見を記載する。

- 6 「都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案に関して都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。
また、「意見の概要」欄には、都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

(別記22) (農地法第5条) 許可申請書に係る意見書

様式例第4号の3

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書

年 月 日

岐阜県知事 様

〇〇〇農業委員会

申請に係る事項	申請者の住所等	譲受人	住所		氏名					
		譲渡人	住所		氏名 外 名					
	申請に係る土地	所在地番	市 町 村		外 筆					
		地目別面積 (㎡)	田		畑		採草放牧地		その他	
		申請に係る土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域			
事業計画	用途 (住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)									
	工事計画	着工 年 月 日 完了 年 月 日								
農地転用に関する許可基準からみた意見	農地の区分				申請法第5条	条 項	農地	採草放牧地	その他	
	許可基準に定める農地の区分の該当事項					所有権移転 (㎡)				
	該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)					賃借権設定・移転 (㎡)				
	転用候補地内の農地の区分別面積及びその全体に占める割合					地上権設定・移転 (㎡)				
						その他 () (㎡)				
	検討事項		意見		関連する農地法関連手続	手 続 の 状 況				
	1 農地の区分と転用目的		適当	不適当		法第18条	合意解約	法第18条第6項 通知書受領済		当事者協議中
	申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理由		適当	不適当			その他	未受付	検討中	送付済
	2 資力及び信用		適当	不適当		処 理 経 過				
	3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無		適当	不適当						
	4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性		適当	不適当						
	5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み		適当	不適当						
	6 農地以外の土地の利用見込み		適当	不適当						
	7 計画面積の妥当性		適当	不適当						
	8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性		適当	不適当						
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無		適当	不適当							
10 農地の利用の集積への支障の有無		適当	不適当							
11 一時転用である場合には、その妥当性		適当	不適当							
12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		適当	不適当							
特定土地改良事業等関係		事業の種類	事業施行者	施行面積 (㎡)	申請地に関する面積 (㎡)	施行時期	申請地に関する土地改良財産			
申請に係る土地と都市計画との関係		都市計画区域決定の有無	あり なし							
		都市計画法第8条に基づく地域地区の決定の有無	計画区域内 計画区域外 (告示 年 月 日)							
		地域地区の種類	あり なし							
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係		農業振興地域決定の有無	振興地域内 振興地域外 (告示 年 月 日)							
		農用地区域決定の有無	農用地区域内 農用地区域外 (決定 年 月 日)							

申請に係る土地と地域計画との関係	地域計画決定の有無	あり なし	
	(一時転用の場合) 協議の場の開催状況	開催済み(開催日 年 月 日) 未開催	
	(一時転用の場合) 農業を担う者の状況	復元後、地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが 確実 不確実	
総合意見			
許可が相当と認められる場合に付すべき条件			
都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無		有 ・ 無	
意見の概要			

(記載要領)

- 1 「申請土地の所在する区域」、「意見」、「手続の状況」、「知事の処分」、「都市計画区域決定の有無」、「農業振興地域決定の有無」及び「農用地区域決定の有無」の欄には、該当するものに○印を付する。
- 2 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 3 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2の1のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
- 4 「検討事項」欄の「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」の意見は、当該市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。
- 5 検討事項の「12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施行に関して市町村が法令(条例を含む。)により定められた協議先となっている場合には、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。

なお、土地利用規制に係る市町村の開発指導要綱などにおいて開発に係る市町村長との協議等を行う規定がある場合は、当該要綱に基づく協議等を了したかどうかを含め意見を記載する。

- 6 「都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案に関して都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。
また、「意見の概要」欄には、都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

(別記 23) 法附則第 2 項の規定に基づく協議に係る事案の概要書

様式例第 4 号の 7

農地法附則第 2 項の規定による協議に係る事案の概要書

年 月 日
岐阜県

申請者の住所等	譲 受 人	住所					氏名		
	譲 渡 人	住所					氏名	外 名	
申請に係る土地	所 在 ・ 地 番	市 町 郡 村 外 筆							
	地目別面積 (㎡)	田		畑		採草放牧地		その他	
	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域				市街化調整区域			その他の区域
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権 利 の 種 類	権利の設定・移転の別			権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		
		設 定 ・ 移 転							
農地の区分									
許可基準に定める農地の区分の該当事項									
該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)									
転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合		農用地区域内農地	甲種農地	第 1 種農地	第 2 種農地	第 3 種農地	農地の合計面積		(参考) 全体面積
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡		㎡
	割合	%	%	%	%	%	%		%
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者		施行面積 (ha)	申請地に関係する面積 (ha)		施行時期	申請地に関係する土地改良財産	
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無		都市計画内		計画区域外 (告示 年 月 日)				
	都市計画法第 8 条の地域地区の決定		地域地区の種類						
			決定なし						
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無		振興地域内		振興地域外 (告示 年 月 日)				
	農用地区域決定の有無		農用地区域内		農用地区域外 (決定 年 月 日)				
転用目的									
転用目的に係る事業又は施設の概要		名 称	棟 数 (棟)		建設面積 (㎡)		所要面積 (㎡)		
	土地造成								
	建築物								
	小 計								
	工 作 物								
	小 計								
	合 計								
転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を防止するための措置等の妥当性の概要									
農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要									
許可条項及び説明									
付すべき条件									
協議に際して特記すべき事項									

(記載要領)

- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 「農地の区分」の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては、「運用通知第2の1の(1)のイの(7)のa」のように、第2種農地にあつては、「運用通知第2の1の(1)のオの(7)のaの(a)」のように記載する。
- 「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄については、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。
- 「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事等が許可の適否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。

（別記 24） 法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書

様式例第 4 号の 8

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 様

届出者

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定により届け出ます。

記

1 届出者の住所等	住 所									
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地 目		面積 (㎡)	土地所有者		耕 作 者		
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所	
	計 (㎡)		(田 、 畑)							
3 転 用 計 画	転用の目的									
	転用の時期	工事着工時期								
		工事完了時期								
	転用の目的に係る事業 又は施設の概要									
4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要										

（記載要領）

- 1 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

(別記 25) 法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書

様式例第 4 号の 9

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 様

譲受人 氏名

譲渡人 氏名

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	住 所						
	譲 受 人								
	譲 渡 人								
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面積 (㎡)	土地所有者		耕 作 者	
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
	計 (㎡)	(田、畑、採草放牧地)							
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権 利 の 存続期間		その他	
4 転用計画	転用の目的					開発許可を要しない転用行為にあっては都市計画法第 29 条の該当号			
	転用の時期	工事着工時期							
		工事完了時期							
		転用の目的に係る事業又は施設の概要							
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要									

(記載要領)

- 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 譲渡人が 2 人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の 1 及び 2 の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙 1 及び別紙 2 のとおりとします。
- 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

(別紙１) 届出書の１の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	住 所
譲受人		
譲渡人		

(別紙２) 届出書の２の欄 届け出ようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	土地所有者		耕 作 者	
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
計	筆	㎡	(田	㎡、畑	㎡、採草放牧地	㎡)			

(記載要領)

本表は、(別紙１)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

（別記 26） 農地転用届出 受理通知書

様式例第 4 号の 10

受 理 通 知 書

（届出者名） 様

番 号
年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法第 4 条第 1 項第 7 号（第 5 条第 1 項第 6 号）の規定による届出についてはこれを受理し、年 月日にその効力が生じたので、農地法施行令第 3 条第 2 項（第 10 条第 2 項）の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	氏 名	住 所			
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面積（㎡）
			登記簿	現 況	
	権利の種類及び 設定又は移転の別				
3 届出書が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					

（記載要領）

- 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。
- 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付けを記入する。

不 受 理 通 知 書

第 号
年 月 日

(届出者名) 様

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法第4条第1項第7号（第5条第1項第6号）の規定による届出については、次の理由により受理できないので、農地法施行令第3条第2項（第10条第2項）の規定により通知します。

(理由)

※記載例（該当するものを選択）

- ・届出に係る農地が市街化区域内にないため。
- ・届出者（農地法第5条第1項第6号の届出にあっては、権利を設定し、又は移転しようとする者）が届出に係る農地につき何らの権原も有していないため。
- ・届出書に添付すべき書類が添付されていないため。

※4 ha 以下の場合

〔教 示〕

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 4 ha 超の場合 （略）

(別記 28) 検討を求める申出書

様式例第 4 号の 11

農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書

年 月 日

〇〇市町村長

殿

〇〇〇農業委員会会長

申出者 氏名

地域計画の区域内において、下記により農業用施設を設置したいので、農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当し、農地転用許可及び農用地区域内における開発許可を要しないこととしてよいかについて検討をお願いしたくその旨を申し上げます。

また、当該農業用施設を地域計画に記載するために必要な手続についても併せてお願いします。

記

1 農業用施設を設置する者の氏名及び住所等	氏 名		住 所			農業経営改善計画認定年月日		
						年 月 日		
2 転用に係る土地の所有者の氏名及び住所等	氏 名		住 所					
3 転用に係る土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
			登記簿	現 況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	
	計 ㎡ (田 ㎡、畑 ㎡、採草放牧地 ㎡)							
4 転用計画	(1) 転用事由の詳細	農業用施設の名称				事由の詳細		
		(農業経営基盤強化促進法施行規則第13条の2該当箇所： 号)						

	(2) 転用の時期 及び転用の目的 に係る事業 又は施設の概要	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
			名 称	棟 数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
		土地造成				
		建 築 物				
		小 計				
		工 作 物				
		小 計				
		計				
5 権利を設定又は 移転して転用する 場合の契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他	
		設定 移転				
	土地所有者の同意の有無					
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物等の被害防除施設の概要						
7 その他参考となるべき事項						

(記載要領)

- 1 権利を設定又は移転して転用する場合は_____部分を追記し、また、農用地区域内の農地である場合は_____部分を追記してください。その他、権利を設定又は移転して農地を転用する場合かつ農用地区域内である場合は、_____部分の「及び」は「並びに」変更して記載してください。
- 2 農業用施設を設置する者(＝申出者)が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 「農業用施設の名称」欄には、農業経営基盤強化促進法施行規則第13条の2各号に規定する農業用施設を記載するとともに、()内に該当する号・番号を記載してください。
- 5 「権利を設定又は移転して転用する場合の契約の内容」欄については、権利を設定又は移転して転用する場合に記載してください。

(別記 29) 検討結果通知書

様式例第 4 号の 12

検 討 結 果 通 知 書

(申出者名) 様

番 号
年 月 日

〇〇市町村長 〇〇 〇〇
〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって提出があった農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号及び(並びに)農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書について検討した結果、当該規定に該当していることを認め、農地法第 4 条第 1 項及び農地法第 5 条第 1 項及び(並びに)農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の規定による許可を要しないことを通知します。

当該農業用施設の利用を通じて、地域計画の達成に資するよう特段のご尽力をお願いします。

1 農業用施設を設置 する者の氏名等	氏 名		住 所		
2 転用に係る土地の 所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現 況	
	権利の種類及び 設定又は移転の別				
3 転用に係る農業用 施設の名称	(農業経営基盤強化促進法施行規則第 13 条の 2 該当箇所： 号)				

(ご留意いただきたい事項)

- 1 都市計画法に基づく開発許可その他の法令に基づく許認可が必要となる場合がありますので、確認の上事業を進めてください。
- 2 申出書の記載と異なる転用事業を行った場合、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを認めていないため、当該規定に係る許可不要の適用外となり、農地法第 51 条第 1 項及び農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 3 に基づく原状回復等の措置命令の対象となります。
中止する場合も含めて計画どおりに転用事業を行うことが困難となった場合は、速やかに農業委員会(市町村)に申し出て必要な指示を受けてください。
- 3 転用事業が完了したときは、その旨を農業委員会(市町村)にご連絡願います。

(記載要領)

権利を設定又は移転して転用する場合は_____部分を追記し、また、農用地区域内の農地である場合は_____部分を追記してください。

(別記 30) 検討結果に対する意見聴取書
様式例第 4 号の 13

農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討結果に対する意見聴取について

番 号
年 月 日

岐阜県知事 殿

〇〇市町村長 〇〇 〇〇
〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

別添のとおり、〇〇年〇〇月〇〇日付けで農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書の提出があり、検討の結果、当該規定に該当していることを認め、農地法第 4 条第 1 項及び農地法第 5 条第 1 項及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の規定による許可を要しないものと判断されますので、この適否について意見を伺います。

(記載要領)

権利を設定又は移転して転用する場合は_____部分を追記し、また、農用地区域内の農地である場合は_____部分を追記してください。

(別記 31) 農地転用許可申請総括表

農地転用許可申請総括表

用 途 区 分		用途 番号	農地法第 4 条関係				農地法第 5 条関係					合 計		備 考
			件数	田	畑	計	件数	田	畑	採草放牧地	計	件数	面積 (㎡)	
住 宅 用 地	農家住宅	01												
	一般個人住宅	02												
	集団住宅その他	03												
公 的 施 設 用 地	学校用地	11												
	公園・運動場用地	12												
	道水路・鉄道用地	13												
	官公署・病院等公的施設	14												
工・鉱業(工場)用地		21												
商 業 サ ー ビ ス 用 地	店舗等施設	31												
	流通業務等施設	32												
	ゴルフ場	33												
	その他レジャー施設	34												
そ の 他 の 業 務 用 地	農林漁業用施設	41												
	駐車場・資材置場	42												
	土石等採取用地	43												
	再エネ発電設備	44												
	その他	45												
植 林		51												
その他分類不能等		61												
計														

(別記32) 農地法4条関係申請明細書

農地法第4条関係申請明細書

(○○○農業委員会)

番 号	申請人住所・氏名		申 請 地 の 表 示				納 税 猶 予 の有無	農地区分	用途番号	転用目的
			所 在	地 番	地目	面積 (㎡)		開発許可区分		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		

(別記33) 農地法5条関係申請明細書

農地法第5条関係申請明細書

(○○○農業委員会)

番号	申請人（譲受人）住所・氏名		申 請 地 の 表 示				納 税 猶 予 の有無	農地区分	用途番号	転用目的
	申請人（譲渡人）住所・氏名		所 在	地 番	地目	面積（㎡）		開発許可区分		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		

(別記34) 事業進捗状況管理表

年 月 日 転用許可申請知事許可分

事業進捗状況管理表

(○○○○年○○月許可分)

○農地法第4条関係申請明細

○○○農業委員会

番号	申 請 人 住 所 ・ 氏 名		申 請 地 の 表 示				納税 猶予	農地区分	用途番号	転用目的
			所 在	地 番	地 目	地 積		開発許可	区分	
1										
								～		
上記代理人										

許可年月日	事業完了 予定時期	進捗報告			完了報告	備考
		第1回	第2回	...		

○農地法第5条関係申請明細

○○○農業委員会

番号	申請人(譲受人)住所・氏名		申 請 地 の 表 示				納税 猶予	農地区分	用途番号	転用目的
	申請人(譲渡人)住所・氏名		所 在	地 番	地 目	地 積		開発許可	区分	
1										
								～		
上記代理人										

許可年月日	事業完了 予定時期	進捗報告			完了報告	備考
		第1回	第2回	...		

(記載要領)

- 1 本表は、毎年1月から12月までに行った農地転用許可事案について作成する。
- 2 「進捗報告」欄には、許可条件に基づき報告される進捗状況について、報告のあった都度、報告年月日及び進捗率を記載する。また、許可条件に基づき転用事業の完了報告が行われるまで、「進捗報告」欄を追加する。
- 3 「備考」欄には、事業計画どおりに転用事業が完了しない場合は正指導の実施状況を記載する。

(別記 35) 農地転用許可指令書、土地現況確認申請書・確認書

(表面)

岐阜県指令〇〇第 号

農地転用許可書

別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

年 月 日

岐阜県知事 〇〇 〇〇

記

条件

- 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況報告を、また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく工事完了報告を、関係市町村農業委員会に提出すること。

注意事項

- 1 申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないときは、本件許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。
- 2 事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
- 3 本件許可に係る転用の目的を達成したときは、土地の現況確認を受けること。

教示 (裏面参照)

土地現況確認申請書

左記許可に係る転用の目的を達成し、土地の現況が農地又は採草放牧地でないことを確認願いたく申請します。

年 月 日

(転用事業者)

〇〇〇農業委員会会長 様

土地現況確認書

第 号

上記申請のとおり相違ないことを確認します。

年 月 日

〇〇〇農業委員会

(裏面)

※4 ha 以下の場合

〔教 示〕

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。))を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。))を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。))、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※4 ha 超の場合

〔教 示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。))正副2通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、岐阜県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、東海農政局長(愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番2号)に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。))を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。))、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（別記 36）（一時転用）農地転用許可指令書、土地現況確認申請書・確認書（参考例）

（表面）

岐阜県指令〇〇第 号

農地転用許可書

別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

年 月 日

岐阜県知事 〇〇 〇〇

記

条件

- 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況報告を、また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく工事完了報告を、関係市町村農業委員会に提出すること。
- 3 農地に復元すること。

注意事項

- 1 申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないときは、本件許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。
- 2 事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
- 3 本件許可に係る転用の目的を達成したときは、土地の現況確認を受けること。

教示 （裏面参照）

土地現況確認申請書

左記許可に係る転用の目的を達成し、土地の現況が農地又は採草放牧地でないことを確認願いたく申請します。

年 月 日

（転用事業者）

〇〇〇農業委員会会長 様

土地現況確認書

第 号

上記申請のとおり相違ないことを確認します。

年 月 日

〇〇〇農業委員会

※裏面 （略）

(別記 37) (営農型太陽光発電設備関係) 農地転用許可指令書 (参考例)

(表面)

岐阜県指令〇〇第 号

農 地 転 用 許 可 書

別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

年 月 日

岐阜県知事 〇〇 〇〇

記

条件

- 1 許可期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 2 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 3 許可に係る営農型太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）の設置工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに、遅滞なく発電設備に係る設置工事の進捗状況報告書を、関係市町村農業委員会に提出すること。
また、発電設備の設置工事が完了したときは、遅滞なく工事完了報告書を、関係市町村農業委員会に提出すること。
- 4 発電設備の下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績及び収支の状況報告書を、毎年2月末までに、関係市町村農業委員会に提出すること。
なお、栽培実績については、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- 5 発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該発電設備を支えるためのものとして利用されること。

- 6 発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- 7 発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、発電設備を改築する場合、営農型太陽光発電に係る事業を廃止する場合又は第三者に承継する場合には、遅滞なく、その旨を関係市町村農業委員会に報告すること。
- 8 発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合には、支柱を含む当該発電設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。
また、再度の許可を受けない場合は、許可期間満了前に、同様の措置を講ずること。
- 9 農地への復元を完了した場合は、遅滞なく完了報告書を関係市町村農業委員会に提出すること。

注意事項

- 1 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないとき、その他許可条件に違反したときは、農地法第51条第1項の規定により本件許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがある。
- 2 事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。

教示 (裏面参照)

※裏面 (略)

(別記 38) (資材置場等目的関係) 農地転用許可許可指令書 (参考様式)

(表面)

岐阜県指令〇〇第 号

農地転用許可書

別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

年 月 日

岐阜県知事 〇〇 〇〇

記

条件

- 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況報告を、また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく工事完了報告を、関係市町村農業委員会に提出すること。
- 3 工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を、関係市町村農業委員会に報告すること。

注意事項

- 1 申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないときは、本件許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。
- 2 事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
- 3 本件許可に係る転用の目的を達成したときは、土地の現況確認を受けること。

教示 (裏面参照)

土地現況確認申請書

左記許可に係る転用の目的を達成し、土地の現況が農地又は採草放牧地でないことを確認願いたく申請します。

年 月 日

(転用事業者)

〇〇〇農業委員会会長 様

土地現況確認書

第 号

上記申請のとおり相違ないことを確認します。

年 月 日

〇〇〇農業委員会

※裏面 (略)

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

(申請者名) 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

別紙申請については、下記の理由により許可しない。

記

- ・許可しない理由

※4 ha 以下の場合

〔教 示〕

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。))、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌

日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※4 ha 超の場合 (略)

(県から権限移譲されていない市町村の場合)

(別記40) 諮問依頼書(参考例)

○ ○ 第 ○ ○ ○ 号
○○年○月○○日

一般社団法人 岐阜県農業会議
会長 ○○ ○○ 様

○○○農業委員会会長 ○○ ○○

農地等の転用許可について(諮問)

農地法第4条第1項又は同第5条第1項の規定により、農地等の転用について別紙明細のとおり許可申請があり、これを岐阜県知事に送付しようとするので、同法第4条第4項又は同第5項(同法第5条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定により諮問します。

答 申 書

農地法第4条第4項及び第5項(同法第5条第3項の規定により準用する場合を含む)の規定により、 年 月 日付け〇〇農委第 号をもって諮問のあった「農地等の転用許可について」は次のとおり答申する。

「 〇 〇 〇 〇 」

年 月 日

一般社団法人岐阜県農業会議
会長 〇〇 〇〇

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇 様

同 意 書

年 月 日

（地域計画に位置付けられた農業を担う者・耕作者）

住 所

氏 名

私は、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する土地において、一時転用に係る事業が実施されることについて、下記のとおり同意します。

記

1 同意に係る土地の所在等

土地の所在	地 番	面積（㎡）	権利の種類
計			

2 同意する事項

私は、以下の【留意事項】を承知した上で、同意します。

【留意事項】

以下の記載事項を確認した上で、□をチェックしてください。

□① 一時転用に係る事業が完了※した後は、当該土地において耕作を行うこと。

※事業地が農地として使用し得る適切な状態に埋め戻されることをいいます。

□② ①に関して、事業完了後の土地が農地として使用し得る適切なものとなるため、

ア 事業完了後、地盤沈下が生じないようにすること

イ 事業完了後、農業機械の沈み込みや排水不良が発生する等の営農条件の支障が生じないようにすること

ウ 上記の事象が生じた場合は、転用事業者において速やかに是正措置が行われること

について、説明を受けたこと。

（記載要領）

(1) 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

(2) 対象となる土地は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に基づく地域計画が策定された農地をいいます。

(別記43) 農地転用許可（・承認）後の工事進捗状況報告書

年 月 日

岐阜県知事 様
〇〇〇農業委員会会長 様

住所
氏名

農地転用許可（・承認）後の工事進捗状況報告について（第〇回分）

先に農地法第〇条の規定により転用許可（・承認）になりました土地の工事進捗状況を下記のとおり報告します。

記

1 許可（・承認）年月日
年 月 日

2 許可（・承認）指令番号^{※2}
岐阜県指令〇〇第 号

3 転用許可（・承認）地

4 事業面積
所要（全体）面積 m^2
うち、農地面積 m^2

5 事業目的

6 建設計画
着工（予定） 年 月 日
完了（予定） 年 月 日

7 工事進捗状況^{※3}

（記載要領）

※1 （ ）内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。

※2 農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。

※3 工事進捗状況は詳細に記載することとし、現況の分かる写真を添付すること。

なお、建設工事が当初の計画どおり進捗していない場合（遅延及び未着手）には、その理由及び今後の見通しを具体的に記載すること。

(別記44) 地域計画区域内における砂利採取目的での農地転用許可に係る事業実施状況報告書
(参考例)

年 月 日

岐阜県知事 様
〇〇〇農業委員会会長 様

住所
氏名

農地転用許可（・承認）後の事業進捗状況報告について（第〇回分）

先に農地法第〇条の規定により転用許可（・承認）になりました土地の工事進捗状況を下記のとおり報告します。

記

1 許可（・承認）年月日
年 月 日

2 許可（・承認）指令番号^{※2}
岐阜県指令〇〇第 号

3 転用許可（・承認）地

4 事業面積
所要（全体）面積 m^2
うち、農地面積 m^2

5 事業目的

6 完了日
年 月 日

7 事業進捗状況^{※3}

以下の状況を地域計画^{※4}に位置付けられた農業を担う者（耕作者）に対し確認^{※5}しました。

- ☐ 埋戻し後、砂利採取に起因する農地の地盤沈下が生じていないこと
- ☐ 埋戻し後、砂利採取に起因する営農条件の支障^{※6}が生じていないこと

(記載要領)

- ※1 () 内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。
- ※2 農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。
- ※3 事業実施状況は現在の土地利用の状況を記載することとし、現況の分かる写真を添付すること。
なお、転用許可に係る申請時点で農業を担う者が直ちに見つからない等により「今後検討等」として位置付けられた農地で事業を実施した場合は、確認を行う者が不存在となるため当該欄を削除すること。
- ※4 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画
- ※5 確認した事項について□にレ点を入れること。
- ※6 農業機械の沈み込みや排水不良の発生等をいう。

年 月 日

岐阜県知事 様
〇〇〇農業委員会会長 様

住所
氏名

農地転用許可（・承認）後の工事完了報告について

先に農地法第〇条の規定により転用許可（・承認）になりました土地の工事が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 許可（・承認）年月日

年 月 日

2 許可（・承認）指令番号^{※2}

岐阜県指令〇〇第 号

3 転用許可（・承認）地

4 事業面積

所要（全体）面積 m^2

うち、農地面積 m^2

5 事業目的

6 建設計画

着工（予定） 年 月 日

完了（予定） 年 月 日

7 工事完了の状況^{※3}

（記載要領）

※1 （ ）内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。

※2 農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。

※3 工事完了の状況は詳細に記載することとし、現況の分かる写真を添付すること。

（別記46） 一時転用許可（・承認）に係る工事完了報告書

年 月 日

岐阜県知事 様
〇〇〇農業委員会会長 様

住所
氏名

一時転用許可（・承認）に係る工事完了報告について

先に農地法第〇条の規定により一時転用の許可（・承認）を受けた土地について、下記のとおり工事を完了し農地に復元しましたので報告します。

記

1 許可（・承認）年月日

年 月 日

2 許可（・承認）指令番号^{※2}

岐阜県指令〇〇第 号

3 転用許可（・承認）地

4 事業面積

所要（全体）面積 m^2

うち、農地面積 m^2

5 事業目的

6 建設計画

着工（予定） 年 月 日

完了（予定） 年 月 日

7 工事完了の状況^{※3}

※参考事項：砂利採取法第24条の廃止届受理日 年 月 日

（記載要領）

※1 （ ）内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。

※2 農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。

※3 報告に際しては、農地復元後の写真を添付すること。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請書

岐阜県知事 様

年 月 日

計画変更申請者（承継者）

住所

氏名

当初事業計画者（譲渡人）

住所

氏名

下記土地に係る農地法第 条の規定による転用許可については、年 月 日
付け岐阜県指令〇〇第 号をもって許可されましたが、下記のとおり計画変更
をしたいので、承認願います。

記

1 土地の表示

当初計画者	土地の所在の地番	地 目		面積 (㎡)	備 考
		台 帳	現 況		

2 当初計画者が、当初計画どおり事業を遂行できない理由

3 承継者の事業計画の詳細及び緊急性

・工事計画 変更前 着工 年 月 日 完了 年 月 日
変更後 着工 年 月 日 完了 年 月 日

4 事業計画に係る資金調達について（注.）

・資金調達計画 変更前 円
変更後 円

5 転用によって生ずる周辺農業の被害防除に関する施設の概要

6 その他

（注.）

事業計画変更後の必要資金額が当初許可申請時に必要としていた資金額を上回る場合は、改めて資金計画に基づいて実施するために必要な資力があることを証する書面の添付が必要となります。

(別記 48) 農地転用事業計画変更承認書、土地現況確認申請書・確認書

岐阜県指令〇〇第 号

農地転用事業計画変更承認書

別紙事業計画変更承認申請については、下記条件を付してこれを承認します。

年 月 日

岐阜県知事 〇〇 〇〇

記

条件

- 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2 承認に係る工事が完了するまでの間、本件承認の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況報告を、また、承認に係る工事が完了したときは、遅滞なく工事完了報告を、関係市町村農業委員会に提出すること。

注意事項

- 1 申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないときは、本件承認を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。
- 2 事業計画を変更しようとするときは、再度承認を受けること。
- 3 本件承認に係る転用の目的を達成したときは、土地の現況確認を受けること。

教示 (裏面参照)

土地現況確認申請書

左記承認に係る転用の目的を達成し、土地の現況が農地又は採草放牧地でないことを確認願いたく申請します。

年 月 日
(転用事業者)

〇〇〇農業委員会会長 様

土地現況確認書

第 号

上記申請のとおり相違ないことを確認します。

年 月 日

〇〇〇農業委員会

※裏面 (略)

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

(申請者名) 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

別紙申請については、下記の理由により承認しない。

記

・承認しない理由

※4 ha以下の場合

〔教 示〕

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌

日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※4 ha超の場合 （略）

(別記50) 事業計画変更関係申請明細書

事業計画変更関係申請明細書

(〇〇〇農業委員会・〇〇農林事務所)

市 町 村	承継人住所・氏名	申請地の表示				農地区分	用途区分	当初許可	変更の概要			変更の理由
	譲渡人住所・氏名	所在地番	地目	面積(㎡)	開発許可区分		区分		変更前	変更後		
												承認日： 年 月 日
							～					
	(説明欄)											

(記載要領)

説明欄は、分筆の状況等、詳細な説明の記載に使用し、不要な場合は欄を削除すること。

(別記51) 催告書(参考例)

年 月 日
番 号

(転用許可を受けた者) 様

岐阜県知事 ○○ ○○

催 告 書

あなたは、次のとおり農地転用許可を受けた後、(当該許可の目的に供しないまま放置) しているので、速やかに許可申請書に記載された事業計画に従って工事を完成させ、許可の目的に供するよう催告する。

なお、今後とも引き続き許可申請書に記載された事業計画に従った工事に着手(又は工事を完了) しないときは、農地法第51条第1項の規定により許可の取消し等の処分を行うことがあるので、念のため申し添える。

1 許可年月日

年 月 日

2 許可指令番号

岐阜県指令○○第 号

3 許可地の所在

4 転用目的

5 転用面積

・農地 m²、採草放牧地 m²、その他 m²

6 建設計画

・着工予定 年 月 日
・完了予定 年 月 日

7 催告の理由

(記載要領)

() 内は、工事に着手せず又は工事を完了しないまま放置している場合、その他許可申請書に記載された事業計画どおり工事を行っていない場合等において、許可後の工事の進捗状況に着目し、その実態を簡潔に記載すること。

(別記52) 許可があったことの証明願・証明書(参考例)

証 明 願

年 月 日

岐阜県知事 様

交付申請者 住所
氏名

下記の許可が、現在取り消されていないことを証明してください。

農地法第○条の許可、 記
年 月 日付け岐阜県指令○○第 号

転用目的 :
申請地 :
譲受人 :
譲渡人 :

(市町村農業委員会の確認)

年 第 号
月 日

上記のとおり相違ないことを確認しました。

農業委員会会長

許可があったことの証明書

年 第 号
月 日

上記許可が、上記のとおり許可がされており、かつ、取り消されていないことを証明する。

岐阜県知事

(注.)

本様式は、農地法第4条又は第5条の規定に基づく許可に係る様式例となること。

(別記53) 許可申請取下願(参考例)

農地法第○条許可申請取下願

年 月 日

岐阜県知事 様
(〇〇〇農業委員会会長 様)

申請人(譲受人)
(譲渡人)

農地法第 条の規定による許可申請書を、 年 月 日に提出しましたが、下記のとおり取り下げます。

記

1 申請地

2 取下げの理由

3 申請書返戻の要否

要 ・ 否

(別記54) 許可申請却下指令書 (参考例)

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

(申請者名) 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のあった農地法第〇条第〇項の規定による許可申請については、下記の理由により却下する。

記

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)

2 理 由

※記載例

本申請は 年 月 日付けで申請人()から取り下げられ、農地法施行規則第10条第1項（又は農地法施行規則第50条第1項）に規定する連署の要件を欠くため。

※ 4 ha 以下の場合

〔教 示〕

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 4 条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岐阜県知事に審査請求書(同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和 25 年法律第 292 号)第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。))を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。))、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 4 ha 超の場合(略)

(別記55) 農地法第4条の許可の取消願 (参考例)

年 月 日

岐阜県知事 様

申請人 住所
氏名

農地法第4条の許可の取消願

年 月 日付け岐阜県指令〇〇第 号でもって農地法第4条の規定により農地転用許可があった下記の土地については、許可を取り消し願います。

記

1 農地転用許可があった土地

2 取消しを求める理由

(別記56) 農地法第5条の許可の取消願 (参考例)

年 月 日

岐阜県知事 様

申請人 (譲受人) 住所
氏名

(譲渡人) 住所
氏名

農地法第5条の許可の取消願

年 月 日付け岐阜県指令〇〇第 号でもって農地法第5条の規定により農地転用許可があった下記の土地については、許可を取り消し願います。

記

1 農地転用許可があった土地

2 取消しを求める理由

(別記57) 農地法第4条許可取消指令書(参考例)

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

(申請者名) 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

農地法第4条の許可の取消しについて

年 月 日付け岐阜県指令〇〇第 号でもって農地法第4条の規定により農地転用許可した下記の土地については、申請に基づき許可を取り消す。

記

1 土地の所在

2 地目

3 面積

(別記58) 農地法第5条許可取消指令書(参考例)

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

(申請者 譲受者名) 様
(申請者 譲渡者名) 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

農地法第5条の許可の取消しについて

年 月 日付け岐阜県指令〇〇第 号でもって農地法第5条の規定により農地転用許可した下記の土地については、申請に基づき許可を取り消す。

記

1 土地の所在

2 地目

3 面積

(別記59) 買受適格証明願 (参考例)

買受適格証明願

岐阜地方裁判所 支部、 年 () 第 号公告に係る別紙物件目録記載の土地の買受適格者であることを証明するため、下記農地転用許可に係る転用の目的を達成することができる者であることを確認願いたく申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

岐阜県知事 様

記

転用事業者 住所氏名					
農地転用許可区分	農地法第5条の許可				
転用目的					
土地の所在	地番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
		登記簿	現況		
計					

(記載要領)

- 買受適格証明願の添付書類として以下の書面が必要となること。
 - 農地法第5条の許可申請書(譲渡人は空白)
 - 上記申請に必要な全ての添付書類
- 買受適格証明書が交付され、競売に入札し落札したときは、所有権移転のため、再度農業委員会に農地法第5条の許可申請をし、許可書の交付を受けることが必要となること。また、その際は、原則許可となること。
- 当該買受適格証明願に添付して提出された書面については、許可申請書、協議書又は届出書の末尾に、買受適格証明願に添付したことにより添付しない旨を記載して、添付することを省略して差し付けないこと。

(別記60) 買受適格証明書 (参考例)

岐阜県指令〇〇第 号

買受適格証明書

岐阜地方裁判所 支部、 年 () 第 号公告に係る
別紙物件目録記載の土地の買受適格者であることを証明する。

年 月 日

岐阜県知事 〇〇 〇〇

割

印

(別記61) 農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(1)

市町村名: 0

整理番号: 0

申請条項: ☐ 法第4条 ☐ 法第5条

農地区分: ☐ ア 農振農用地 ☐ イ 甲種農地 ☐ ウ 第3種農地 ☐ エ 積極第2種農地 ☐ オ 第1種農地 ☐ カ その他第2種農地

用途: 0

面積(m²): 0

※大規模案件(3,000m²を超える(一時転用を除く。))は申請書類一式を県庁へ送付(5条恒久転用は原本、その他は写し)

1 申請に係る事項等

確認事項		確認内容等	適正	不適	非該当	備考
(1)	申請者の住所・氏名					
	譲受人(賃借人等) ※4条の場合、転用事業者					
	住所	0	-	-	-	
	氏名	0	-	-	-	
	譲渡人(賃貸人等)					
	住所	0	-	-	-	
(2)	申請土地					
	所在地番					
	地目別面積					OK
	田(m ²)	0	-	-	-	
	畑(m ²)	0	-	-	-	
	採草放牧地(m ²)	0	-	-	-	
(3)	事業計画					
	用途	0	-	-	-	
	工事計画	着工 年 月 日 完工 年 月 日	-	-	-	
	申請に係る権利の内容	☐ 所有権の移転 ☐ 権利の設定 設定する権利の種類:	-	-	-	※4条申請の場合、記載不要

2 農地転用許可基準に基づく検討状況

確認事項		確認内容等	適正	不適	非該当	備考
(1)	農地の区分					
	許可基準に定める農地区分の該当事項	#N/A	-	-	-	
(2)	該当事項とした判断理由					※申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街化の状況について、根拠となる図面等の資料に基づく説明を盛り込みつつ、判断理由を明確に記載する。
	転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合					
	甲種農地	面積(m ²): 割合(%): #DIV/0!	-	-	-	
	第1種農地	面積(m ²): 割合(%): #DIV/0!	-	-	-	※許可基準(2-1-(1)-イ-(イ)-f)、(2-1-(1)-ウ-(イ)-e)の場合に注意する。
	その他	面積(m ²): 割合(%): #DIV/0!	-	-	-	第1種: 1/3以内、甲種: 1/5以内
(3)	計	面積(m ²): 0 割合(%): #DIV/0!	-	-	-	
	検討事項	検討結果 ※例外許可事由に該当する理由について、根拠となる資料に基づく説明を盛り込みつつ、判断理由を明確に記載する。				
	ア 農地区分と転用目的	農地区分: 0				※申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由
		転用目的: 0				
		許可基準: #N/A	☐	☐	☐	
	イ 資力及び信用	事業費:	☐	☐	☐	
		資金:				
	ウ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況		☐	☐	☐	
	エ 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性		☐	☐	☐	
	オ 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み		☐	☐	☐	
	カ 農地以外の土地の利用見込み		☐	☐	☐	
	キ 計画面積の妥当性		☐	☐	☐	
	ク 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性		☐	☐	☐	
	ケ 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無		☐	☐	☐	
	コ 農地の利用の集積への支障の有無		☐	☐	☐	
	サ 一時転用である場合にはその妥当性		☐	☐	☐	
	シ 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		☐	☐	☐	

確認事項		確認内容等	適正	不適	非該当	備考
(4)	特定土地改良事業等関係				☐	※非該当の場合、2(4)において以下記載不要
	事業の種類		-	-	-	
	事業施行者		-	-	-	
	施行面積 (㎡)		-	-	-	
	申請地に関係する面積 (㎡)		-	-	-	
	施行時期		-	-	-	
(5)	都市計画との関係					
	都市計画区域決定の有無	☐ 計画区域内 ☐ 計画区域外	-	-	-	(告示 年 月 日)
	都市計画法8条の地域地の決定状況	地域地区の種類: ☐ 決定なし	-	-	-	
(6)	農業振興地域整備計画との関係					
	農業振興地域決定の有無	☐ 振興地域内 ☐ 振興地域外	-	-	-	(告示 年 月 日)
	農用地区域決定の有無	☐ 農用地区域内 ☐ 農用地区域外	-	-	-	(決定 年 月 日)
(7)	地域計画との関係					
	地域計画決定の有無	☐ あり ☐ なし	-	-	-	
	(一時転用の場合)協議の場の開催状況	☐ 開催済み ☐ 未開催	-	-	-	(開催日: 年 月 日)
	(一時転用の場合)農業を担う者の状況	復元後、地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが ☐ 確実 ☐ 不確実	-	-	-	
(8)	その他の土地利用等との関係		-	-	-	
		-				

3 総合判断

☐ 許可相当
☐ 不許可相当

(理由)

1. 立地基準
農地区分: 0、要件: #N/A

2. 一般基準
申請地の周囲の状況: (北)、(南)、(東)、(西)
土砂等の流出防止対策:
雨水の処理方法:
生活雑排水の処理方法:
よって、周辺農地等への営農支障は認められない。
その他、2(3)検討結果のとおり。

4 許可が相当と認められる場合に付すべき条件

<留意事項>

- 「農地の区分」欄には、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成10年11月1日付け10構改B第1067号農林水産事務次官通知。以下「改正通知」という。)第4の1に規定する甲種農地、第1種農地・(甲種農地以外の農地)、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 「農地区分」の「許可基準に定める農地区分の該当事項」欄には、改正通知の区分に従い、例えば第1種農地にあつては、「改正通知第4の1の(2)の①のア」のように、第2種農地にあつては、「改正通知第4の1の(5)の①のアの(ア)」のように記載する。
- 2(7)「地域計画決定の有無」欄には、申請地が地域計画の区域内の農地である場合は「あり」、区域外の農地である場合は「なし」と記載する。

※ 本チェックリストは、農地法の趣旨に反しない範囲において修正が可能。

(別記61) 農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(2)

市町村名: 0

整理番号: 0

申請条項: 未選択

農地区分: 0

用 途: 0

面 積: 0

1 農業委員会の意見書の確認について

	確認事項	確認内容等	適正	不適	非該当	備考
1	申請に係る権利の種類	所有権移転、賃借権の設定等	☐	☐	☐	
2	事業計画欄	用途・工事計画欄に記載漏れがないか	☐	☐	☐	
3	農地区分	判断理由に誤りがないか	☐	☐	☐	
4	農地区分が判断できる資料	判断根拠となる図面等を添付	☐	☐	☐	
5	許可基準	意見決定理由欄に記載があるか	☐	☐	☐	
6	他法令の許可の可否	他法令の許可が必要な場合は、意見決定理由欄に記載	☐	☐	☐	申請状況、許可見込み等の記載
7	特定土地改良事業等関係	記載漏れがないか	☐	☐	☐	過去の事業も記載
8	農用地区域決定の有無	農振除外日の記載漏れがないか	☐	☐	☐	
9	総合意見	許可不相当・不許可とする場合、根拠条文を記載	☐	☐	☐	

2 添付書類等の確認(共通)

	書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1	農業委員会の意見書	必要事項等に記載漏れがないか	☐	☐	☐	
2	農地区分が判断できる資料	判断根拠となる図面を添付	☐	☐	☐	
3	許可申請書		☐	☐	☐	
4	土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る(照会番号の提供可)	☐	☐	☐	
5	位置図(縮尺10,000分の1～50,000分の1程度)	申請地周辺の土地利用状況が確認できる図面	☐	☐	☐	
6	公図の写し等	土地の地番を表示する図面	☐	☐	☐	
7	申請地付近の現況を示す図面	住宅地図の写し、申請者が作成した地図等	☐	☐	☐	
8	配置図(縮尺500分の1～2,000分の1程度)	建物又は施設の面積、位置、形状等	☐	☐	☐	
9	土地利用計画図	建物又は施設の平面図	☐	☐	☐	転用事業の実現性、必要最小限な土地利用であることを確認 ※太陽光発電設備の場合 パネル面積: 発電出力: 事業費:
10	被害除除措置に関する書面		☐	☐	☐	
11	資金計画に基づいて実施するために必要な資力があることを証する書面	資金証明書(預金残高証明書、融資証明書、預貯金通帳の写し(許可を申請する者又はその者の住居若しくは生計を一にする親族のものに限る。)等)	☐	☐	☐	

3 添付書類の確認(選択)

	書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1	申請者が法人の場合	法人の登記事項証明書・定款・寄付行為の写しのいずれか	☐	☐	☐	
2	一時転用申請の場合	「農地復元に関する誓約書」、「工事工程表」、「農地の復元に関する土地所有者との契約書又は同意書の写し(砂利採取の場合は加えて必要)」	☐	☐	☐	許可期間は転用目的を達成することが必要な最小限の期間。 農振農用地の場合、許可期間は3年以内。
3	所有権以外の権原に基づいて申請する場合	所有者の同意があったことを証する書面	☐	☐	☐	
4	賃借権等に基づく耕作者がいる場合	耕作者の同意があったことを証する書面	☐	☐	☐	
5	他法令による行政庁との許認可、関係機関との協議を要する場合	他法令による許認可等があったことを証する書面	☐	☐	☐	
6	申請地が土地改良区域内にある場合	土地改良区の意見書(「意見書の内容は転用を可とする」ものか)	☐	☐	☐	過去の事業も記載
7	当該事業に関連する取水、排水について水利権者、漁業権者等の同意を得ている場合	水利権者、漁業権者等の同意があったことを証する書面	☐	☐	☐	
8	土地登記簿上の所有者の住所と現住所が異なる場合	住民票の写し又は戸籍の附票(コピー可)	☐	☐	☐	
9	農地取得後3年未経過の農地を転用する場合	農地取得後3年未経過で転用する理由書	☐	☐	☐	相続等の場合は除く
10	相続登記未済の場合	①相続を証する書面(戸籍謄本)、②相続関係説明図、③他の相続人の相続放棄を証する書面、④相続分不存在証明書は添付されているか	☐	☐	☐	【必須】①及び②【選択】③又は④ なお、登記官による認証文付きの「法定相続情報一覧図の写し」が添付された場合、①及び②は不要
11	筆の一部を転用する場合	地積測量図又はそれに準ずる実測図等	☐	☐	☐	
12	土地改良事業の一時利用指定地を転用する場合	「一時利用地の指定通知(写)」 「改良区の理事会議事録(謄本)」等	☐	☐	☐	
13	転用目的が貸駐車場、貸資材置場、貸店舗等貸すことを前提とした施設である場合	借主が特定できる書類(契約書の写し等)	☐	☐	☐	
14	農家の安定的な就業機会確保を理由に第1種農地を転用する場合	「従業員の雇用計画」及び「地元自治体との雇用協定」の写し	☐	☐	☐	
15	農業委員会において特に問題として付議された場合	農業委員会の議事録の写し	☐	☐	☐	
16	その他参考資料		☐	☐	☐	

(別記61) 農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(2)

市町村名: 0

申請条項: 未選択

整理番号: 0

4 添付書類の確認(転用目的が「特定建築条件付売買予定地」の場合)

書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1 許可申請書	・申請書中の「その他参考となるべき事項」欄等に、次の事項が記載されていること。 ①転用事業者と土地購入者との売買契約を締結し、当該転用事業者又は当該転用事業者が指定する建設業者と土地購入者との当該土地に建設する住宅について一定期間内(おおむね3月以内)に建築請負契約を締結することを約すること。 ②転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と土地購入者との、①の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。 ③転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。	☐	☐	☐	
2 資金計画に基づいて実施するために必要な資力があることを証する書面	・書類は、「2 添付書類等の確認(共通)」と同様。 なお、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと転用事業者が判断したときに、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設する場合において必要となる資金を含んでいること。	☐	☐	☐	
3 転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案	・その他参考となるべき書類 なお、契約書には次の事項が記載されていること。 「転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と土地購入者との、一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されること。」	☐	☐	☐	

5 添付書類の確認(転用目的が「再生可能エネルギー発電設備」の場合)

書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1 電力系統連系に同意する見込みがあることを証する書面(電気事業者の電力系統に連系するものに限る。)	・転用事業者が、連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みが確認できる書類 (事業者の変更を伴う場合にあっては、当該変更に係る当事者間の契約書等を確認する。)	☐	☐	☐	
2 <FITの場合> 「事業計画認定通知」又は認定の見込みが分かる書類	・転用事業者が、FIT制度の事業計画認定を受ける見込みが確認できる書類 ・認定の見込みが分かる書類は、「事業計画認定申請書の写し」とする。 (認定に係る設置者の変更を伴う場合にあっては、経済産業省に対する事業計画の変更認定申請書の写しを確認する。)	☐	☐	☐	
3 <非FITの場合> 「売電契約の写し」又は売電に係る計画について説明した書類	・売電に係る計画について説明した書類は、次の事項が確認できる書類とする。 <売電先が確定している場合> ①売電契約の写しを添付できない理由 ②売電先の事業者 <売電先が確定していない場合> ①売電先の候補事業者との売電に係る協議状況 ②売電先を決定する見込み時期 ③転用事業の工事着手時期を示した工程表	☐	☐	☐	

(別記61) 農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(2)

市町村名: 0

整理番号: 0

申請条項: 未選択

6 添付書類の確認(転用目的が「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備」の場合)

	書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1	営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図	支柱の高さは最低地上高2m以上を確保。 ※設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らか、かつ良好な営農条件が維持される場合は、最低地上高2m未満でも差し支えない。	☐	☐	☐	
2	営農型太陽光発電設備の下部の農地における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書		☐	☐	☐	
3	営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類	<ア 下記イ以外の場合> 次に掲げるいずれかの事項を記載した書類 (ア) 下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ (例えば、試験研究機関による調査結果等) (イ) 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者(例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等)の意見書 (ウ) 当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績(当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内において行われているものに限る。) <イ 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合> アの(イ)に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類 (ア) 申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績 (イ) 単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由	☐	☐	☐	
4	営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な費用を営農型太陽光発電の設置者が負担することを証する書面		☐	☐	☐	
5	毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を農地転用許可権者に提出することを誓約する旨を記載した書面		☐	☐	☐	
6	農地法同時許可申請書の提出確認	ア: 地権者が営農、発電＝4条(支柱等に係る転用) イ: 地権者が営農、地権者以外が発電 ＝5条(支柱等に係る転用)+3条(パネルに係る区分地上権) ウ: 地権者以外が営農、地権者が発電 ＝3条(耕作に係る権利設定)+4条(支柱等に係る転用) エ: 地権者以外が営農、発電 ＝3条(耕作に係る権利設定)+5条(支柱等に係る転用) オ: 地権者以外が営農、地権者以外かつ営農者以外が発電 ＝3条(耕作に係る権利設定)+5条(支柱等に係る転用)+3条(パネルに係る区分地上権)	☐	☐	☐	

7 次の場合は、内容チェック項目に係る確認事項の回答一覧表を作成し県へ提出のこと

	チェック対象	チェック内容	適正	不適	非該当	備考
1	大規模案件及び砂利採取案件の場合	申請地名などの読み方を記載 その他開発許可等の手続が完了する見込みがあるか	☐	☐	☐	開発許可等の対象外の場合は「非該当」にチェック
2	「宅地造成及び特定盛土等規制法」(盛土規制法)の規制対象の場合	盛土規制法に基づく手続(届出・許可)が完了する見込みがあるか	☐	☐	☐	盛土規制法の対象外の場合は「非該当」にチェック
3	農地の現在の所有者が法人(農地所有適格法人を除く)である場合	法人所有の理由を確認できるか	☐	☐	☐	
4	土地改良事業等の仮換地の転用の場合	施行主体、施行期間、使用収益開始年月日等	☐	☐	☐	
5	転用目的が「貸〇〇」の場合	特定された貸先を確認できるか	☐	☐	☐	
6	転用目的が「宅地分譲」の場合	都市計画法の用途地域等の確認、及び宅建業の許可があるかどうか	☐	☐	☐	
7	転用目的が「砂利採取」「農地の嵩上げ」等の場合	搬入土(埋戻し土)の発生元(工事名・工事等の施工期間等)を確認できるか	☐	☐	☐	
8	追認許可である場合	農地法違反となった経緯の確認及び追認許可である旨	☐	☐	☐	いつから、誰が、どのように農地法違反しているかを確認許可書交付と同時に完了報告書を受領
9	農地区分が「農」「1」「甲」である場合	農業委員会意見書、位置図、土地利用図、許可根拠資料の写しを県に提出	☐	☐	☐	許可基準が「集落接続」等である場合、代替地の検討が必要

8 内容確認項目

	チェック内容	適正	不適	非該当	備考
1	申請地の面積が、登記簿(許可申請書)の面積と一致しているか確認	☐	☐	☐	登記簿の地積が著しく事実と相違する場合は除く
2	資金調達についての計画が転用事業の内容から判断し、「妥当な額」であると判断できるか確認	☐	☐	☐	
3	公的書類の発行日は申請日から3ヶ月以内のものとなっているか確認	☐	☐	☐	
4	4条申請人、5条譲受人の住所が他県等遠隔地の場合、遅滞なく用途に供することができるか、事業実施時期について確認	☐	☐	☐	
5	農地区分が「農」「1」「甲」である場合、申請内容が許可基準に合致しているか確認	☐	☐	☐	許可基準が「集落接続」等である場合、代替地の検討が必要
6	農地区分が「1」又は「2」である場合、代替地の検討をしたか確認	☐	☐	☐	
7	一体利用地の有無、利用見込みの確認	☐	☐	☐	

(別記61) 農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(2)

市町村名: 0

申請条項: 未選択

整理番号: 0

8 転用目的が分譲住宅など、譲受人が宅建業者の場合、宅建業の免許を有していることの確認

☐ ☐ ☐

※ (許可後、)工事進捗状況報告書、工事完了報告書が提出されているか確認

※ 本チェックリストは、農地法の趣旨に反しない範囲において修正が可能。

営農型太陽光発電設備の一時転用許可に係る説明書(□新規 □更新)

項 目		内 容		備 考
1	農業委員会ネットワーク機構 (岐阜県農業会議) への諮問日	年 月 日		
2	市町村名			
3	許可区分	☐ 農地法第4条 ☐ 農地法第5条 ☐ (農地法第3条)		一時転用期間 年 (3条申請者:)
4	営農者の属性	☐ 効率的かつ安定的な農業経営 ☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農 ☐ 上記以外の者		
5	農地区分	☐ 農振農用地を利用する場合 ☐ 第1種農地を利用する場合 ☐ 第2種農地又は第3種農地を利用する場合 ☐ 上記以外の場合		
6	申請地の面積	下部面積※1	m ²	※1 下部の農地とは、当該設備の存する区域全体の農地をいう。(「ガイドライン」別紙様式例第1号-1.1)(記載要領参照)
		一時転用面積	m ²	
7	発電設備の概要	支柱	・本数 本	
			・高さ m	
			・間隔 m	
			・単管の直径 mm	
		発電量	kwh/年	
		経費(見積額)	円	(撤去費を含む。)
8	農地利用(現況)	作目		
		その他	☐ 遊休農地を再生利用する場合	
9	農地利用(予定)	作目※2※3		※2 営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの別紙様式例第1号営農計画書の2.「栽培計画」を添付 ※3 サカキ等永年性作物の場合は、別途、別紙「営農型太陽光発電設備の下部の農地における永年性作物の樹高(伸長)・単収見込み」を添付
		収穫高/10a		
		その他		
10	関連データ	☐ 有 ☐ 無		
11	知見者の意見書	☐ 有 ☐ 無		(知見者名:)

12 添付書類	設計図	☐ 有 ☐ 無	
	営農計画書	☐ 有 ☐ 無	
	営農への影響見込み 及びその根拠書類	☐ 有 ☐ 無	
	誓約書 (撤去費用負担)	☐ 有 ☐ 無	
	誓約書 (報告書提出)	☐ 有 ☐ 無	
	その他		(工期: ヶ月)
13 農業委員会の所見			

(別紙)

営農型太陽光発電設備の下部の農地における永年性作物の樹高（伸長）・単収見込み

作物名：

作付予定： 年 月

地域平均の根拠：

	A	B	
	樹高(伸長) (cm) 又は 単収(kg/10a) の見込み	地域の平均的な 樹高(伸長)(cm) 又は 単収(kg/10a)	$A/B \times 100\%$ 樹高(伸長)又は単収 の増減見込み
作付時	cm		
1年目			
2年目			
3年目			
4年目			
5年目			
6年目			
7年目			
8年目			
9年目			
10年目			

※収穫開始までは樹高（伸長）（cm）を、収穫開始後は収量（kg/10a）を記入してください。

※B「地域の平均」欄の樹高（伸長）は、実際に植え付ける樹高（伸長）に換算して記入してください。

雇用に関する協定書

〇〇市（以下甲という。）と、△△会社（以下乙という。）とは、乙の甲への◇◇◇出店計画（以下「本計画」という。）に伴う従業員の雇用について、次のとおり協定する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙は信義を重んじ、誠実にこの協定に定める条項を履行するものとする。

（建設する施設）

第2条 乙の建設する次の施設は、農業従事者（農業従事者の世帯員を含む。以下同じ）の安定的な就業機会の確保に資するものとする。

施設の種類：

施設の建設場所：

（農業従事者の雇用の確実性）

第3条 乙は従業員について、別紙雇用計画書のとおり農業従事者を採用し、農業従事者の就業機会を確保するものとする。

（雇用実績の報告等）

第4条 乙は、第2条に掲げる施設における雇用実績を、当該施設の供用開始後、甲に報告するものとする。

2 乙は、農地転用許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況報告を、また、当該許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく工事完了報告書を、甲に農業委員会と併せて提出するものとする。

（必要な措置等）

第5条 甲は、当該施設において雇用された者に占める農業従事者の割合が3割を満たない場合には、雇用計画の達成に向けて乙と調整を図るなど、必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、甲が前項の措置を講じた場合には、その後、毎年、前条第1項の報告※をするものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、農地法等の趣旨に基づき、甲・乙両者協議の上、円滑な解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

※当該施設における雇用実績の報告を求める期間については、毎年とされている。

（「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）第6-1-(1)-②-イ参照）

雇 用 協 定 書

(転用事業者)

住 所 等

事業者名

1 転用事業に係る雇用計画

職 種 等	雇用者総数	うち、新たな地元雇用者数	
			うち、農業従事者数
合 計			(雇用割合 %)

2 農業従事者の割合が3割未満となった場合にその割合を3割以上に増やすために講ずべき措置※等

※「講ずべき措置」の具体例としては、

- ・被雇用者の年齢条件を緩和した上で再度募集をすること
- ・近隣自治体に範囲を広げて再度募集すること

等が想定される。

(「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け経営第4530号、21農振第1598号
農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)第2-1-(1)-イ-(イ)-c-(c)参照)

(別記64) 雇用実績の報告状況等管理表

番号	市町村・担当課名	農地転用に係る土地の所在・地番	面積(m2)	転用事業者		職種等	雇用者総数	うち、新たな地元雇用者数		雇用割合(%)	前回報告時の雇用割合(%)	農業従事者の割合が3割未満となった場合にその割合を3割以上に増やすために講ずべき措置等	協定締結日
				住所	事業者名				うち、農業従事者数				
	(記載例) 〇〇市・産業課	〇〇市〇〇字〇〇123-45 他〇筆	6,000	〇〇市〇〇字〇〇123-45	(株)岐阜工業	自動車部品等製造	100	30	8	26.7%		・被雇用者の年齢条件を緩和した上で再度募集をする。 ・近隣自治体に範囲を広げて再度募集する。	R7.4.1
1													
2													
3													

(別記65) 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の申出書

公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の申出書

年 月 日

様

公共事業施行者 氏名
土地所有者 氏名

下記によって事業の施行に伴う廃土処理のため農地を恒久転用したいので申出します。

1 当事者の氏名、住所	当事者の別	氏 名				住 所			
	公共事業施行者								
	土地所有者								
2 申出に係る土地の所在、地番地目及び面積並びに所有者及び耕作者の氏名、住所	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	土地所有者		耕 作 者	
			盛土	現況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
	計 (㎡)	(田、畑、模範地)							
3 恒久転用とする事由									
4 借上契約の内容	権利の種類	借 上 期 間				返 還 の 条 件			
		自 年 月 日 至 年 月 日							
5 公共事業計画	公共事業名								
	全体	着工時期	年 月 日			事業概要			
	計画	完了時期	年 月 日						
	廃土	着工時期	年 月 日			事業概要			
	計画	完了時期	年 月 日						
6 土地所有者又は第三者の返還後の土地利用計画	利用	氏 名	住 所			事 業 概 要			
	者								
		利用目的				事 業 概 要			
	工期	着 工	年 月 日						
		完 了	年 月 日						
7 転用することによって生ずる付近の土地等への被害の防除の概要									

(添付書類)

(1)位置図 (2)公共事業全体計画図 (3)廃土計画図 (4)返還後の土地利用計画図

(記載要領)

- 土地所有者又は返還後の土地利用者が2人以上である場合は、その部分を別紙で添付すること。
- 土地が数筆にわたる場合は、その部分を別紙で添付すること。
- 廃土計画の事業概要においては、農地への盛土量をその高さ等も含め明らかにすること。

(別記66) 融資（見込）証明書（参考例）

融 資（見 込）証 明 書

(借入希望者)

住所

氏名

様

当方では、個人住宅建築に必要な資金融資について、下記のとおりあなたから相談を受けており、農地転用の許可を条件に、融資する見込みであることを証明します。

記

1 融資相談日

年 月 日

2 融資希望金額

円

3 住宅建築予定地

m²

年 月 日

(証明者)

金融機関名

支店名

担当者名

電話番号

※証明書については、この参考例を踏まえ、証明書発行機関において、適宜、様式を修正することができるものとする。

(別記67) 転用資金に係る確約書(参考例)

転 用 資 金 に 係 る 確 約 書

(農地法第 条許可申請者)

住 所

氏 名

記

資金の種別	① 貸 付 ② 贈 与
予 定 金 額	
申 請 地	
事業の内容	

私は、上記の者が農地法第 条による許可申請するにあたり、私に資金があることを示す書面を添付のうえ、同人に転用事業に必要な資金を貸付・贈与する予定であることを確約します。

年 月 日

(資金の貸付・贈与者)

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

添付資料 残高証明書・預金通帳の写し
 その他 ()

※この証明書は、親族等から資金を受ける場合、許可申請書に添付すること。

※証明者において、資金の貸付・贈与に係る資力があることを証明する残高証明書等の資金証明書を添付すること。

(別記68) 贈与契約書 (参考例・記載例)

収 入
印 紙

贈 与 契 約 書

別紙目録記載の不動産は、贈与者 (A) の所有であるが、 (A) はこれを受贈者 (B) に贈与することを約し、 (B) はこれを受諾した。

なお、 年 月 日までに別紙目録記載の不動産の引渡し及び所有権移転の登記を申請することを確約する。

本契約を証するため、この証書 2 通を作成し、各自その 1 通を保存するものとする。

年 月 日

贈与者 住 所
 氏 名

受贈者 住 所
 氏 名

別紙 土地その他の物件の目録

土地その他の物件の表示	
所 在	〇〇市〇〇町一丁目
地 番	2 3 番
地 目	畑
地 積	1 2 3 . 4 5 平方メートル

(別記69) 農地の無断転用に対する措置についての照会書

農地の無断転用に対する措置についての照会書

年 月 日

〇〇農林事務所長 様

〇〇〇農業委員会会長 (〇〇〇農業委員会事務局長)

年 月 日付け第 号で から照会のあった件につき調査の結果、農地の無許可転用であることが判明したのでその取扱いについて照会する。

なお、その概要は次のとおりである。

記

1 調査年月日	年 月 日							
2 調査者氏名	農業委員 又は農地利用最適化推進委員				農業委員会担当職員			
3 土地の表示 と現況地目	所 在	地 番	登記簿 地 目	土地所有者の氏名・住所			現況地目	
				氏 名	住 所			
4 他法令による 規制関係	都 市 計 画 法 関 係			農 振 法 関 係		そ の 他		
	線引都市計画		非線引都市計画		農振地域内		農 振 地域外	
	市街化 区 域	市 街 化 調整区域	用途地域	用 途 地域外	農用地 区域内	農用地 区域外		
5 違反転用の 経緯・概要								
6 付近農地への 被害状況								
7 原状回復の 必 要 性 に ついて		原状回復の必要がある						
		原状回復の必要に乏しい						
8 そ の 他 特記事項								
9 添付書類								

(別記 70) 土地改良区の意見書 (参考例)

農地法施行規則第30条第6号 (同第57条の2第2項第3号) による意見書

年 月 日

岐阜県知事 様
〇〇〇農業委員会会長 様

〇〇〇土地改良区
理事長 〇〇 〇〇

当該転用申請に対する土地改良区の意見

1 地区の概要

事務所の所在				
事業概要				
地区面積 (㎡)	田	畑	その他	計
組合員数	人			

2 転用申請に係る土地 (地区内に限る。)

面積 (㎡)		田	畑	その他	計	関係組合員数 (人)
内 訳	除斥を必要とする 面積 (㎡)	田	畑	その他	計	
	除斥を必要としない 面積 (㎡)	田	畑	その他	計	

3 転用により影響を受ける施設（土地改良区の管理に係るものに限る。）

種 目	規 模	構 造	所在地	所有権者	影響の内容

（注．）代替施設を必要とする場合は必要とする施設の概要及びその措置について記載すること。

4 転用に伴う取水・排水の周辺農地に及ぼす影響

区 分	影響の内容
取水（用水）	
排水	

5 転用申請土地に係る決済

地 目	要決済金額	積算根拠	決済の時期・方法
田		1㎡当たり 円	
畑		1㎡当たり 円	
そ の 他			
計			

6 土地改良区と転用者（権利の移転を伴う場合は権利の取得者及び権利の移転者を含む。）との当該転用申請に係る協議の内容

（注．）協定書、誓約書等関係書類を添付すること。

7 その他参考事項

（記載要領）

国、県、公団営土地改良事業の受益地である場合はその事業の概要（事業主体、事業規模、受益面積等）等参考となる事項を記載すること。

(別記71) 農地転用許可書等を添付できない場合における土地現況確認申請書・土地現況確認書（参考例）

**農地転用許可書等を添付できない場合における
土地現況確認申請書**

不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく地目変更に係る土地の表示に関する登記申請に使用するため、下記農地転用許可（又は農地転用許可事業計画変更承認）に係る転用の目的を達成し、土地の現況が農地又は採草放牧地でないことを確認願いたく申請します。

年 月 日

（転用事業者）住 所
氏 名

〇〇〇農業委員会 様

記

1 農地転用許可に係る事項

転 用 事 業 者 住 所 氏 名					
譲 渡 人 住 所 氏 名					
農地転用許可区分	農地法第〇条の許可				
許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 付け岐阜県指令〇〇第 号				
転 用 目 的					
土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	備 考
		登 記 簿	現 況		
計					

2 農地転用許可計画変更承認に係る事項

変更後の 転事業者 住所・氏名					
変更前の 転用事業者 住所・氏名					
変更承認区分	転用事業者の変更 転用目的の変更 その他（ ）				
承認年月日番号	年 月 日付け 指令 第 号				
変更後の 転用目的					
変更前の 転用目的					
土地の所在	地番	地目		面積（㎡）	備考
		登記簿	現況		
計					

3 農地転用許可書（事業計画変更承認書）を提出できない理由

4 その他

土地現況確認書

第 号

上記のとおり相違ないことを確認する。

年 月 日

〇〇〇農業委員会

農地台帳非登載確認申請書

不動産登記法(平成16年法律第123号)に基づく地目変更に係る土地の表示に関する登記申請に使用するため、下記の土地が農地台帳に登載されていないことを確認願いたく申請します。

年 月 日

(土地所有者) 住 所
氏 名

〇〇〇農業委員会 様

記

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況		
計					

2 土地現況の詳細等

農地台帳非登載確認書

第 号

上記の土地が農地台帳に登載されていないことを確認した。

年 月 日

〇〇〇農業委員会

(別記73) (公益事業者用) 事業計画書 (参考例)

事業計画書

年 月 日
事業者名

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業計画の概要

4 計画地の概要

(1) 所在

(2) 面積 (概数)

(単位: m²)

田	畑	小 計	採草放牧地	その他	合 計

5 計画に関する農業関係公共事業 (事業ごとに記載)

(1) 事業主体

(2) 施行面積

(3) 事業の種類

(4) 施行の時期

(5) 計画地に関する面積

(6) 計画地に関する施設の種類、数量

(7) その他

6 調整措置

(1) 農業施設との調整措置

(2) 受益面積減による調整措置

- (3) 農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置
- (4) 用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置

7 添付図

- (1) 事業概要図
- (2) 農業関係公共事業区域図（計画地との関係を明示）

(別記 74) 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書

(別紙様式例第 1 号)

営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____

設置者 氏名 _____
住所 _____

土 地 所在・地番 _____

1. 営農型太陽光発電設備の下部の農地及び営農者の概要

(1) 営農型太陽光発電設備の下部の農地の概要

	地目	面積 (㎡)
営農型太陽光発電設備の下部の農地		
合計		

(記載要領)

- ・地目には、田、畑、樹園地のいずれかを記入してください。
- ・営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積は、当該設備の存する区画全体の面積を記入してください。

(2) 下部の農地の営農者の概要

① 営農者の属性

営農者の属性	該当 (○)
ア 効率的かつ安定的な農業経営 (※ 1)	
イ 認定農業者 (※ 2)	
ウ 認定新規就農者 (※ 3)	
エ 将来法人化にして認定農業者になることが見込まれる集落営農	
オ アからエまで以外の者	

※ 1 主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と同じような水準の生涯所得を確保し得る経営

※ 2 農業経営基盤強化促進法 (昭和 55 年法律第 65 号) 第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者

※ 3 農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

※ 4 アからエまでに該当する場合は、当該属性を証明する資料を添付すること

② 営農者の農作業経験等の状況

農作業経験等 (農作業歴)	左のうち作付予定作物の農作業歴

(記載要領)

- ・「農作業経験等 (農作業歴)」及び「左のうち作付予定作物の農作業歴」については、農作業歴がある場合にはその作付作物と年数を記載してください。また、農作業歴がない場合には、「なし」と記載ください。

2. 栽培計画

(1) 下部の農地における作付予定作物及び作付面積

	作付予定作物名	作付面積 (㎡)	栽植密度 (株・本・播種量 (kg)/10a)	生長の指標 (樹高・分枝状況等)
1 年目				
2 年目				
3 年目				
4 年目				
5 年目				
6 年目				
7 年目				
8 年目				
9 年目				
10 年目				

(記載要領)

- ・各年の「作付面積」の合計は、1に記載した営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積と一致します。
- ・収穫まで複数年の期間を要する作物の場合は、「生長の指標」の欄に、収穫年の予定収量のほか、収穫までの各年の生育の指標を記入してください。また、記入に当たっては、別紙様式例第4号の収穫年と整合するようにしてください。
- ・連作障害等の対応のため、一時的に土壌改良等を行うことが予定されている場合は、「作付予定作物名」の欄に、当該土壌改良の具体的内容を記入してください。

(2) 営農に必要な農作業の期間

月 年目	作付予定作物名	農作業の内容											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1 年目													
2 年目													
3 年目													
4 年目													
5 年目													
6 年目													
7 年目													
8 年目													
9 年目													
10 年目													

(記載要領)

- ・作物ごとに農作業の内容欄に栽培期間と必要となる農作業の内容・その作業期間を具体的に記入してください。
- ・収穫まで期間を要する作物の場合、収穫年までの各年については、(1)の生長の指標に沿って、収穫までに必要となる作業内容を具体的に記入してください。

(3) 利用する農業機械

農業機械名	数量	所有・リースの別 (導入予定の場合にはその旨)	寸法 (cm) (全長、全幅、全高)	機械出力 (ps、kw)	備考

(記載要領)

- ・機械出力・寸法については、カタログの写しの添付でも可。
- ・なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(4) 農作業に従事する者

農作業従事者数		備考
常時 (人日)	臨時 (人日)	

(記載要領)

- ・備考欄には、臨時従事者の雇用期間及び作業内容等を記入してください。

(5) 下部の農地における単収見込み等

ア イ以外の場合

(7) (イ) 以外の場合

作付予定作物	単収見込み (A) (kg/10a)	地域の平均的な 単収 (B) (kg/10a)	単収の増減見込み ($A/B \times 100$ (%))	地域の平均的な単 収の根拠

(記載要領)

- ・「単収見込み」は、1年目の単収見込みを記載してください。
- ・「地域の平均的な単収」は、原則として市町村の統計等を用いてください。
- ・「地域の平均的な単収の根拠」は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載ください。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した理由を具体的に記載してください。

(イ) 申請に係る市町村において栽培されていない又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

作付予定作物	単収見込み (kg/10a)	単収の根拠

(記載要領)

- ・「単収見込み」は、試験的に実施した栽培の実績に係る単収又は別紙様式例第4号2の「単収見込」を記載してください。

イ 遊休農地を再生利用する場合

作付予定作物	農地の利用の程度

(記載要領)

- ・「農地の利用の程度」は、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を記載してください。

3. 下部農地における収支の見込

1年目			2年目			3年目			4年目			5年目			6年目			7年目			8年目			9年目			10年目		
科目		金額(円)	科目		金額(円)	科目		金額(円)	科目		金額(円)	科目		金額(円)	科目		金額(円)	科目		金額(円)	科目		金額(円)	科目		金額(円)	科目		金額(円)
収入金額	販売金額		収入金額	販売金額		収入金額	販売金額		収入金額	販売金額		収入金額	販売金額		収入金額	販売金額		収入金額	販売金額		収入金額	販売金額		収入金額	販売金額		収入金額	販売金額	
	自家消費			自家消費			自家消費			自家消費			自家消費			自家消費			自家消費			自家消費			自家消費			自家消費	
	雑収入			雑収入			雑収入			雑収入			雑収入			雑収入			雑収入			雑収入			雑収入			雑収入	
	(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)	
	(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)	
	小 計(A)			小 計(A)			小 計(A)			小 計(A)			小 計(A)			小 計(A)			小 計(A)			小 計(A)			小 計(A)			小 計(A)	
支出金額	種苗費		支出金額	種苗費		支出金額	種苗費		支出金額	種苗費		支出金額	種苗費		支出金額	種苗費		支出金額	種苗費		支出金額	種苗費		支出金額	種苗費		支出金額	種苗費	
	肥料費			肥料費			肥料費			肥料費			肥料費			肥料費			肥料費			肥料費			肥料費			肥料費	
	農機具費			農機具費			農機具費			農機具費			農機具費			農機具費			農機具費			農機具費			農機具費			農機具費	
	農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費	
	動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費	
	修繕費			修繕費			修繕費			修繕費			修繕費			修繕費			修繕費			修繕費			修繕費			修繕費	
	人件費			人件費			人件費			人件費			人件費			人件費			人件費			人件費			人件費			人件費	
	地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料	
	農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金	
	減価償却費			減価償却費			減価償却費			減価償却費			減価償却費			減価償却費			減価償却費			減価償却費			減価償却費			減価償却費	
	土地改良費			土地改良費			土地改良費			土地改良費			土地改良費			土地改良費			土地改良費			土地改良費			土地改良費			土地改良費	
	雑費			雑費			雑費			雑費			雑費			雑費			雑費			雑費			雑費			雑費	
	租税公課			租税公課			租税公課			租税公課			租税公課			租税公課			租税公課			租税公課			租税公課			租税公課	
	小 計(B)			小 計(B)			小 計(B)			小 計(B)			小 計(B)			小 計(B)			小 計(B)			小 計(B)			小 計(B)			小 計(B)	
差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)			差引金額 (A-B)		

(記載要領)

- ・「科目」は収支科目の主要なものを記入していますので、適宜、追記削除をお願いします。
- ・「発電収入」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が同一である場合において、売電による収入がある場合に記入してください。
- ・「営農協力金」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領している場合に記入してください。

(別記 75) 営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み

(別紙様式例第 2 号)

**営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における
営農への影響の見込み**

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
 住所 _____

設置者 氏名 _____
 住所 _____

土 地 所在・地番 _____

1. 生育に適した日照量の確保

作付予定作物	遮光率	生育に適した条件等（日照特性等）及び設計上生育に支障が生じない理由

(記載要領)

- ・作付予定作物に係る生育に適した条件（陽性、半陰性、陰性等の日照特性等）を記載するとともに、営農型太陽光発電設備の設計（遮光率等）が農作物の生育に適した日照量が確保され、生育に支障を与えないとする理由を作付け作物ごとに具体的に記載してください。

2. 効率的な農作業の実施

(1) 支柱

高さ (m)		間隔 (m)
最低地上高：	最高地上高：	

(2) 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

--

(記載要領)

- ・営農型太陽光発電設備の支柱の高さ及び間隔、別紙様式例第 1 号 2 の (3) に記載した農業機械の機械寸法等を踏まえ、当該設備の設計が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載してください。
- ・農地に垂直に太陽光発電設備を設置するものなど、当該設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備の設置間隔、規模、立地条件等からみて、当該設備の良好な営農条件が維持される場合には、その旨を記載すれば、高さは記載する必要はありません。
- ・なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(添付資料)

1 及び 2 に記載した内容並びに別紙様式例 1 の 2 の (5) の単収見込みの根拠となる資料を、次の区分に従って添付してください。

ア イ以外の場合

次の(ア)～(イ)のいずれかの事項を記載した書類を添付すること。

(ア) 下部の農地の栽培作物について、当該申請に係る農地が所在する市区町村における営農型太陽光発電による収穫量及び品質に関するデータ（例えば試験研究機関による調査結果等）

(イ) 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見（別紙様式例第 3 号）

(ウ) 当該申請に先行して当該市町村の区域内の下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績

イ 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

アの(イ)に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

(ア) 栽培実績（申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績）

(イ) 単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由（別紙様式例第 4 号）

(別記 76) 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書

(別紙様式例第 3 号)

下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書

作成年月日： 年 月 日

営農者	氏名	_____
	住所	_____
設置者	氏名	_____
	住所	_____
土 地	所在・地番	_____

1. 知見を有する者について

{	所属
	役職・氏名
	住所
	連絡先

(知見を有する者の当該作物への関わり)

(記載要領)

知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

2. 知見を有する者による本事業についての所見

(記載要領)

営農計画書に沿った適切な営農の継続が可能であり、その結果、営農計画書又は栽培理由書、栽培実績書に記載した単収の確保が可能であるか等について、知見を有する者の研究データや栽培実績データ等を踏まえ、所見を記入してください。

**(別記 77) 申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合
における栽培理由書**

(別紙様式例第 4 号)

**申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物
を栽培する場合における栽培理由書**

作成年月日： 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____
設置者 氏名 _____
住所 _____
土 地 所在・地番 _____

1. 下部の農地で栽培を予定する農作物の名称と当該作物を選定した経緯

(作物名：)

(経緯)

--

(記載要領)

- ・「経緯」については、当該作物を栽培することによる農業経営上のメリット、土性や気象等の条件への適合性、営農者の栽培経験や知識の有無等に基づき、当該作物を選定することとなった経緯を具体的に記入してください。

2. 単収見込

(kg/10a)

(単収見込の根拠)

--

(記載要領)

- ・「単収見込の根拠」について、当該作物の収量に関する調査研究データや統計データのほか、自然条件に類似性のある他地域のデータ等を用いて記入し、その資料を添付してください。

3. 作付けから収穫までに要する期間

(年 月)

(収穫までに上記期間を要する理由)

--

(記載要領)

- ・作付けから収穫までに要する期間が 1 年を超える場合に記入してください。
- ・「収穫までに上記期間を要する理由」について、当該作物の収穫までに要する期間の調査研究データや統計データ等を引用して記入し、その資料を添付してください。

4. 当該作物に係る知見を有する者からの営農協力について

--

(記載要領)

- ・営農の適切な継続のため、下部農地での栽培に支障が生じた場合における知見を有する者による営農指導等の体制整備について記入してください。

(別記 78) 営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書

(別紙様式例第 5 号)

営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書

年 月 日

岐阜県知事 様

(〇〇〇農業委員会経由)

住所

氏名 (営農型太陽光発電設備の設置者)

(営農型太陽光発電設備の設置者) は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発電設備について、事業の終了時又は事業の廃止時に当該営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することを約します。

撤去費用 (見込)
万円

(別記 79) 下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書

(別紙様式例第 6 号)

下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書

年 月 日

岐阜県知事 様

(〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名

住所

営農者 氏名

住所

(営農型太陽光発電設備の設置者及び営農者)は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発電設備の下部農地における毎年の栽培実績書及び収支報告書について、翌年 2 月末日までに報告することを約します。

(別記 80) 営農型太陽光発電設備の改築に係る報告

(別紙様式例第 7 号)

営農型太陽光発電設備の改築に係る報告

年 月 日

岐阜県知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、下記のとおり改築を予定していますので報告します。

なお、改築工事は、貴殿の了解を得てから着工する予定としていますので、本報告書の内容を確認の上、その結果を連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 許可を受けた土地等の所在等

土地の所在	地番	面積 (㎡)

2 改築計画

(1) 改築の内容

--

(2) 改築工事の時期

ア 着工予定年月日 : 年 月 日
イ 完了予定年月日 : 年 月 日

3 営農計画の変更の有無 : あり ・ なし

4 連絡先 (電話番号等)

--

(添付書類)

- ① (改築前及び改築後の) 営農型太陽光発電設備の設計図
- ② 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書 (営農計画の変更を伴わない場合には、営農計画書に関する部分は記載しなくても結構です。)
- ③ (営農計画の変更を伴う場合又は改築工事により遮光率が増加する場合には、) ②の根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書
- ④ その他参考となるべき書類

(別記 81) 営農型太陽光発電による発電事業の廃止に係る報告

(別紙様式例第 8 号)

営農型太陽光発電による発電事業の廃止に係る報告

年 月 日

岐阜県知事 様

(〇〇〇農業委員会経由)

住所

氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第〇条第 1 項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、発電事業を廃止しますので報告します。

また、発電事業の廃止に伴って、営農型太陽光発電設備を 年 月 日までに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

(別記 82) 営農型太陽光発電事業の承継に係る報告

(別紙様式例第 9 号)

営農型太陽光発電事業の承継に係る報告

年 月 日

岐阜県知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第〇条第 1 項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、営農型太陽光発電に係る事業の継続が困難になったため、当該発電事業を下記 3 の者に承継することを予定しておりますので報告します。

なお、承継事業者が農地法第 5 条第 1 項の許可を受けられない場合は、営農型太陽光発電設備を速やかに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

1 承継を予定している太陽光発電設備の所在地等

土地の所在	地 番	面積 (㎡)		一時転用 許可年月日	備 考
		支柱	下部農地		

2 事業の継続が困難となった理由

--

3 承継を予定している事業者

氏名・名称	住 所	連絡先 (電話番号等)

4 承継事業者の農地転用許可申請日 (又は申請予定日)

農地転用許可申請 (予定) 年月日 : 年 月 日

(添付書類)

- ・承継を予定している事業者の事業概要がわかる資料

(別記 83) 栽培実績書

(別紙様式例第 10 号)

栽 培 実 績 書

年 月 日

岐阜県知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名 _____
住所 _____
営農者 氏名 _____
住所 _____

年 月 日付け 第 号で農地法第〇条第 1 項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る実績について、下記のとおり報告します。

記

1 許可を受けた土地等の所在及び面積等

所在及び地番	面積
	m ² (m ²)

2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等

氏 名	備 考

3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況

(1) 農作物の収穫が行われている場合

ア イ以外の場合

作付作物	作付面積 (m ²)	単収 (kg/10a)	地域の平均的 な単収 (kg/10a)	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備 考

イ 遊休農地を再生利用した場合

作付作物	作付面積 (m ²)	農地の利用の程度	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備 考

(2) 農作物の収穫が行われていない場合

ア 生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合

作付作物	作付面積 (㎡)	遮光率	備 考

(栽培管理及び生育の状況)

--

イ ア以外の場合で収穫が行われていない場合

(その理由)

--

.....
(上記記載について知見を有する者の所見)

所見（具体的に記載してください。）

--

確認年月日

年

月

日

知見を有する者

所属

役職・氏名

住所・連絡先

知見を有する者の当該作物への関わり

※ 申請時に提出した（別紙様式例第3号）に記載された知見を有する者と異なる者が記載しようとする場合や、申請時に知見を有する者の意見書を提出していない場合（別紙様式例第2号の添付資料アにおいて(ア)又は(ウ)を選択した場合）に、知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

(留意事項)

- 1 下部の農地において営農が適切に行われていることを確認するため、営農計画書に記載した農作業の内容について、作業の実態がわかる写真のほか、農作物の生育状況が確認できる写真を添付してください。

当該写真は、下部の農地全体の農作業の状況や農作物の生育状況及び収穫物の状況が明らかとされている必要がありますので、必要に応じて、複数枚の写真を添付してください。また、当該写真は、晴天時のものが適当です。

- 2 営農型太陽光発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面を添付してください（遊休農地を再生利用した場合を除く。）。
- 3 本資料は、許可を受けた土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。

(記載要領)

- 1 「1 許可を受けた土地等の所在及び面積等」の「面積」欄は、上段に①の面積を記載してください。また、下段の括弧には、①及び②の合計面積を記載してください。

① 許可を受けた営農型太陽光発電設備の支柱の基礎部分の面積（一時転用許可の対象面積）

② 営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積

- 2 「2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等」について、営農者が複数存在し、営農者ごとに作付作物が異なる場合には、「備考」欄に作付けを行っている作物を記載してください。

- 3 「3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の（1）農作物の収穫が行われている場合について

- ・ アの「単収」欄は、営農型太陽光発電設備の下部の農地の単収を記載してください。
- ・ アの「地域の平均的な単収」欄は、報告に係る土地の周辺地域において営農型太陽光発電設備を設置していない農地における平均的な単収を記載してください。

なお、申請に係る市町村において栽培されていない農作物を栽培している場合等地域において比較する単収がない場合は、許可申請書に添付した「営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書」（別紙様式例第1号）2（5）ア(ア)又は(イ)に記載した「地域の平均的な単収」又は「単収見込み」を記載してください。

- ・ イの「農地の利用の程度」欄は、当該農地での農作物の生産の状況について、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を含めて記載してください。
- ・ ア及びイの「品質」欄は、等級、糖度等を記載してください。このような品質に係る指標がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の営農型太陽光発電を行っていない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、著しい違いがあるか否かを記載してください。
- ・ ア及びイの「遮光率」欄について、営農型太陽光発電設備の設計上の遮光率を記載し

てください。設計上の遮光率が不明の場合には、当該設備の直下の農地面積のうち太陽光パネルの水平投影面積が占める面積を記載ください。

- 4 「3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の(2) 農作物の収穫が行われていない場合について
 - ・ 「ア 生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合」の「栽培管理及び生育の状況」欄は、許可申請時の栽培計画に記載した農作業の内容と照らして適切に栽培管理が行われたか、また、作物の生育の状況は、栽培計画に記載した生長の指標と比較して、順調に生育しているか等について記載してください。
 - ・ 「イ ア以外の場合で収穫が行われていない場合」の「その理由」欄は、収穫まで生育が満たなかった理由（台風等による自然災害の被災や営農者の病気療養等）について、その原因も踏まえて具体的に記入してください。
- 5 営農型太陽光発電設備の下部の農地において収穫した農作物を出荷した場合には、「備考」欄に販売量や売上高を記載するとともに、出荷量を証する書面の写しを添付してください。
- 6 自家消費する場合であっても「単収」欄や「品質」欄の記載は必要ですので、御注意ください。

(別記 84) 収支報告書

(別紙様式例第 11 号)

収 支 報 告 書

年 月 日

岐阜県知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名 _____
住所 _____
営農者 氏名 _____
住所 _____

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備の下部の農地の営農における収支状況について、下記のとおり報告します。

記

前々年度 (令和 年度)			前年度 (令和 年度)			今年度 (令和 年度)		
科目		金額 (円)	科目		金額 (円)	科目		金額 (円)
収 入 金 額	販売金額		収 入 金 額	販売金額		収 入 金 額	販売金額	
	自家消費			自家消費			自家消費	
	雑収入			雑収入			雑収入	
	(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)	
	(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)	
	小 計			小 計			小 計	
支 出 金 額	種苗費		支 出 金 額	種苗費		支 出 金 額	種苗費	
	肥料費			肥料費			肥料費	
	農機具費			農機具費			農機具費	
	農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費	
	動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費	
	修繕費			修繕費			修繕費	
	人件費			人件費			人件費	
	地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料	
	農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金	
	減価償却費			減価償却費			減価償却費	
	土地改良費			土地改良費			土地改良費	
	雑費			雑費			雑費	
	租税公課			租税公課			租税公課	
	小 計			小 計			小 計	
差引金額			差引金額			差引金額		

(留意事項)

- 1 「科目」は収支科目の主要なものを記入していますので、適宜、追記削除をお願いします。
- 2 「発電収入」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が同一である場合において、売電による収入がある場合に記入してください。
- 3 「営農協力金」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領している場合に記入してください。
- 4 資料は、許可を受けた土地を管轄する農業委員会を經由して提出してください。

(別記 85) 農地法における違反事案についての情報提供（通知）

(別紙様式例第 12 号)

番 号
(元号) 年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

(農地転用許可権者名)

農地法における違反事案についての情報提供（通知）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 108 号）に基づき認定を取得している事案について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の規定に違反し、同法第 51 条第 1 項に基づき、(元号)〇年〇月〇日付け（文書番号）にて、(農地転用許可権者名)より（原状回復等の措置の内容）しましたので、別添の関連資料を添えて情報提供（通知）します。

※「勧告」の場合は、下線部を「農地法に係る事務処理要領の制定について（平成 21 年 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産経営局長・農村振興局長通知）の別紙 1 の第 4 の 6（1）イ(ア)b の規定に基づき」とする。

担当：〇〇県〇〇市〇〇課 〇〇〇〇
TEL：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
FAX：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
Mail：〇〇〇－〇〇〇〇@pref.〇〇.lg.jp

※命令書の写し等の関連資料を添付すること。

(別記86) 資材置場等目的での農地転用許可に係る事業実施状況報告書(参考様式)

年 月 日

岐阜県知事 様
〇〇〇農業委員会会長 様

住所
氏名

農地転用許可（・承認）後の工事進捗状況報告について（第〇回分）

先に農地法第 条の規定により転用許可（・承認）になりました土地の事業進捗状況を下記のとおり報告します。

記

1 許可（・承認）年月日
年 月 日

2 許可（・承認）指令番号^{※2}
岐阜県指令〇〇第 号

3 転用許可（・承認）地

4 事業面積
所要（全体）面積 m^2
うち、農地面積 m^2

5 事業目的

6 完了日
年 月 日

7 事業実施状況^{※3}

（記載要領）

※1 （ ）内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。

※2 農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。

※3 事業実施状況は現在の土地利用の状況を記載することとし、現況の分かる写真を添付すること。

（別記 87） 法第 18 条第 1 項第 4 号（第 5 号）の規定による届出書

様式例第 9 号の 1

農地法第 18 条第 1 項第 4 号（第 5 号）の規定による届出書

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 様

住所
氏名

下記農地（採草放牧地）について、農地法第 3 条第 3 項の規定の適用を受けて同条第 1 項の許可を受けて設定された賃借権を解除するので、同法第 18 条第 1 項第 4 号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面 積（㎡）	備 考
	登記簿	現 況		

3 賃貸借契約の内容

4 解除しようとする賃貸借の目的となっている土地が適正に利用されていない状況の詳細

5 賃貸借を解除しようとする日

年 月 日

6 土地の引渡し新时期

7 その他参考となるべき事項

（記載要領）

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 記の 2 の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。

（別記 88） 法第 18 条第 1 項第 4 号（第 5 号）の届出 受理通知書

様式例第 9 号の 2

受 理 通 知 書

年 月 日
番 号

住 所
氏 名 様

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第 18 条第 1 項第 4 号の規定による
賃貸借の解除の届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じ
たので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面 積（㎡）	備 考
	登記簿	現 況		

3 届出書が到達した日

年 月 日

（記載要領）

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載する。

不 受 理 通 知 書

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第 18 条第 1 項第 4 号の規定による賃貸借の解除の届出については以下の理由により受理しません。

(理由)

届出者が届出に係る農地等につき何らの権原も有していないため。

〔教 示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別記 90) 法第 18 条第 1 項の規定による許可申請書

様式例第 9 号の 3

農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住所
氏名

下記土地について賃借権の をしたいので、農地法第 18 条第 1 項の規定により許可を申請します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所	備 考
賃貸人			
賃借人			

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地 目		面積(㎡)	利用状況	耕作(利用)年数
	登記簿	現 況			

3 賃貸借契約の内容

別紙賃貸借契約書写しのとおり

4 賃貸借の をしようとする事由の詳細

5 賃貸借の をしようとする日

年 月 日

6 土地の引渡しを受けようとする時期

年 月 日

7 賃借人の生計（経営）の状況及び賃貸人の経営能力

(1) 土地の状況

	農 地 の 面 積 (㎡)									採草放牧地の面積(㎡)			備 考	
	自 作 地			借 入 地			貸 付 地			貸付地以外 の所有地	借 入 地	貸 付 地		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計					
賃貸人													山林 宅地	a ㎡
賃借人													山林 宅地	a ㎡

(2) 土地以外の資産状況

項 目		賃 貸 人	賃 借 人
所有大農機具 の種類と その数量	種 類		
	数 量		
飼養家畜の 種類と その頭羽数	種 類		
	数 量		
その他			
固定資産税額			
市町村民税の 所得決定額			

(3) 世帯員等（構成員）の状況

	世帯員等 (構成員) 15歳以上 の 名 氏	年 齢	世帯員等(構成員)就業等の状況(○印を付す)			備 考
			農 業 従事者	農業以外の 業務を 兼ねるもの	農業外の 職業従事者	
賃貸人						
賃借人						

8 賃借権の解約に伴い支払う給付の種類等

土地の別		離 作 料 支給土地 の 面 積	毛 上 補 償		離 作 補 償		代 地 補 償		備 考
			10 a 当り	総量	10 a 当り	総量	地目	面積(m ²)	
農地	田								
	畑								
採草放牧地									

9 信託事業に係る信託財産

--

(記載要領)

- 1 本文、記の4及び5には、「解除」等該当する用語を記載してください。(合意解約の場合は「申請者」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、記の1の「賃貸借の当事者の氏名等」の備考欄に主たる業務の内容を記載してください。
- 3 記の3の「賃貸借契約の内容」は様式どおり「別紙賃貸借契約書写しのとおり」と記載し、賃貸借契約書の写しを添付しますが、賃貸借契約のない場合には賃貸借契約の時期、契約の期間、年額の借賃(借賃として定額の金銭以外のものを定めている場合にはそのものを金銭に換算した額を併記します。)、土地改良費、修繕費、その他の負担区分等の契約の内容につき詳細に記載してください。
- 4 記の7(2)は、現に使用等しているものについて記載し、その性能等をできる限り詳細に記載してください。また法人にあっては固定資産税額、市町村民税の所得決定額は、法人について課される額を記載し、その他として法人税、事業税について記載してください。
- 5 記の9は、信託事業に係る信託財産について行われる場合には、信託による貸付終了年月日を、また、その賃貸借がその信託財産に係る信託の引き受け前から既に終了していた場合には、その賃貸借の開始年月日、信託契約を行なった年月日及び信託契約終了年月日を記載してください。

（別記 91） 法第 18 条第 1 項許可申請に係る農業委員会意見書

様式例第 9 号の 4

農地法第 18 条第 1 項許可申請に係る農業委員会意見書

年 月 日

〇〇〇農業委員会（知事受付 年 月 日 号）

土地区分	農 地	採草放牧地	申 請 提 出 期 限 当 否 判 定	申 請 受 付	年 月 日	市 町 村 農 業 委 員 会 の 意 見	決 定 ・	年 月 日		
目的区分	耕作目的	転用目的		相 手 方 通 知 予 定	年 月 日		却 下	不 許 可		
申請区分	合 意	賃 貸 人 賃 借 人		契 約 期 間 満 了	年 月 日		第 2 項 第 1 号 該 当			
解 除				土 地 引 渡 希 望	年 月 日		第 2 号 該 当	第 4 条 第 5 条 意 見 提 出 年 月 日 意 見 書 第 号		
解 約				期 間 の 定 め の ある も の	同 左 一 時 賃 貸			期 間 の 定 め の な い も の	第 3 号 該 当	
更新拒絶									当	否
条件を変 更しなけ れば更新 拒絶										第 5 号 該 当
							第 6 号 該 当			
							無条件許可	条件付許可		

第 18 条 第 2 項 該 当 審 査 事 項			申請書の申述する事実	相手方の見解	農業委員会の事実認定と意見
	第 1 号				
	第 2 号				
	第 3 号	賃借人の相当の生活の維持が困難とならないか			
		賃貸人は第 3 者に賃貸又は売却するおそれはないか			
		賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの能力と技術が十分にあるか			
		賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか			
	第 4 号				
	第 5 号	農地所有適格法人の要件を欠いていないか			
		賃貸人は第 3 者に賃貸又は売却するおそれはないか			
		賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの技術があるか			
		賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか			
第 6 号					
(備 考)					

意見決定の理由、 許可の場合の条件	意見決定上問題となった事項	知 事 の 決 定 年 月 日 (指令第 号)			
		許 可	無条件	却 下	不許可
		一部許可	条件付		
		指 令 接 受 年 月 日			
本 人 通 知 年 月 日					

農業委員会ネットワーク機構（都道府県機構）の見解

（記載要領）

- 1 「土地区分」「目的区分」「申請提出期限」「農業委員会の意見」欄については該当するものに○を付し、申請区分については該当欄に○を付す。
- 2 「第18条第2項の該当審査事項」の「備考」欄には、申請当事者の一方が農地所有適格法人である場合には、当該農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった年月日又は賃貸人が農地所有適格法人の構成員でなくなった年月日若しくはその常時従事者でなくなった年月日を、信託事業に係る信託財産について行われる場合には信託による貸付終了年月日を、またその賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存在していた場合には、その賃貸借の開始年月日、当該農地について信託契約を行った年月日及び信託契約終了年月日を記載する。

(別記 92) 法第 18 条第 1 項の規定による許可申請に係る許可指令書

様式例第 9 号の 5

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

住所
氏名 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

年 月 日付けをもって農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請のあった農地（採草放牧地）の賃貸借の については、下記により許可します。

記

1 当事者の氏名等

賃貸人 住所
氏名
賃借人 住所
氏名

2 許可する土地

所在・地番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
	登記簿	現 況		

3 条件

(記載要領)

- 1 本文には「解除」等該当する用語を記載する。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

（別記 93） 法第 18 条第 1 項の規定による許可申請に係る不許可（却下）指令書（参考例）

様式例第 9 号の 5

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

住所
氏名 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

年 月 日付けをもって農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請のあった農地（採草放牧地）の賃貸借の については、下記理由により許可しません。（却下します。）

記

（理由）

〔教 示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。））を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 東海農政局長に提出して下さい。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（別記 94） 法第 18 条第 6 項の規定による通知書

様式例第 9 号の 6

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 様

通知者 （賃貸人） 住所
氏名
（賃借人） 住所
氏名

下記土地について賃貸借の をしたので、農地法第 18 条第 6 項の規定により通知します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 土地の所在等

所在・地番	地 目		面 積(m ²)	備 考
	登記簿	現 況		

3 賃貸借契約の内容

4 農地法第 18 条第 1 項ただし書に該当する事由の詳細

5 賃貸借の解約の申入れ等をした日

- ・ 賃貸借の解約の申入れをした日 年 月 日
- ・ 賃貸借の更新拒絶の通知をした日 年 月 日
- ・ 賃貸借の合意解約の合意が成立した日 年 月 日
- ・ 賃貸借の合意による解約をした日 年 月 日

6 土地の引渡しの時期

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 本文には解約の申入れ、更新拒絶の通知、合意解約等該当する用語を記載してください。(合意解約の場合は「通知者氏名」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の3の「賃貸借契約の内容」については、別紙賃貸借契約書の写しのとおり記載し、賃貸借契約書の写しを添付してください。
- 4 記の5の「賃貸借の解約の申入れ等をした日」については、該当事項にその年月日を記入しますが、合意解約の場合にあっては、その合意が成立した日及びその合意による解約をした日の双方に記載してください。

(別記95) 農地（採草放牧地）賃貸借契約書（参考例）

様式例第10号の1

収 入
印 紙

農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を〇〇〇農業委員会（以下「農業委員会」という。）に提出する。

年 月 日

賃貸人（以下「甲」という。） 住所

氏名

賃借人（以下「乙」という。） 住所

氏名

1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2 賃貸借の期間

(1) 賃貸借の期間は、年 月 日から 年 月 日まで 年間とする。

(2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

3 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

4 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

5 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

6 修繕及び改良

(1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。

(2) 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については乙が行う。また、乙が甲に対して修繕が必要である旨を通知し、若し

- くは甲がその旨を知ったにもかかわらず、甲が相当の期間内に必要な修繕をしないと
き、又は緊急を要するときは、乙が行なうことができる。
- (3) 目的物の改良は乙が行うことができる。
- (4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表 2 に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

7 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要経常費用は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表 3 に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費用は、借主が負担する。

8 目的物の返還及び立毛補償

- (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して目的物を返還する。
- (2) 乙は、目的物の返還時において、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合を除き、目的物を原状回復しなければならない。
- (3) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。

9 一部滅失等による借賃の減額等

- (1) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。
- (2) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が耕作をできないときは、乙は、賃貸借契約を解除することができる。

10 全部滅失等による賃貸借の終了

賃貸借契約は、目的物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなったときは、これによって終了する。

11 この賃貸借契約に附随する権利又は義務

12 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

13 その他

その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表 1 に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。
- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1 年前から 6 か月前まで」を「6 か月前から 1 か月前まで」とします。
- 4 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が〇〇農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。

なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。
- 5 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表 2 に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表 2 の備考欄にこれらの事項を記載してください。
- 6 経営費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表 3 に記載してください。
- 7 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。
- 8 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。

別表 1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 賃			備考
大字	字	地番	地目 (種類)	面積 (数量)	単位当たり金額	総額	支払期日	

別表 2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の 工 事 名	賃貸人及び賃借人の 費用に関する 支払区分の内容	賃借人の支払額についての 賃貸人の償還すべき額及び方法	備考

別表 3 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考

収 入
印 紙

農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を〇〇農業委員会（以下「農業委員会」という。）に提出する。

年 月 日

賃貸人(以下「甲」という。) 住所

氏名

賃借人(以下「乙」という。) 住所

氏名

1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2 賃貸借の期間

(1) 賃貸借の期間は、 年 月 日から 年 月 日まで 年間とする。

(2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

3 契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

4 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

5 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

6 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限り、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

7 修繕及び改良

- (1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。
- (2) 目的物の修繕は、甲が行なう。ただし、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については乙が行う。また、乙が甲に対して修繕が必要である旨を通知し、若しくは甲がその旨を知ったにもかかわらず、甲が相当の期間内に必要な修繕をしないとき、又は緊急を要するときは、乙が行なうことができる。
- (3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。
- (4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

8 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要経常経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

9 目的物の返還及び立毛補償

- (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して目的物を返還する。
- (2) 乙は、目的物の返還時において、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合を除き、目的物を原状回復しなければならない。
この場合において、乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。
- (3) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。
- (4) 甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の 年分に相当する金額を違約金として支払う。

10 一部滅失等による借賃の減額等

- (1) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。
- (2) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が耕作をできないときは、乙は、賃貸借契約を解除することができる。

11 全部滅失等による賃貸借の終了

賃貸借契約は、目的物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなったときは、これによって終了する。

12 この賃貸借契約に附随する権利又は義務

13 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

14 その他

その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。

- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から6か月前まで」を「6か月前から1か月前まで」とします。
- 4 「農地を適正に利用していない」とは、農地法第4条及び第5条に違反しているもの、農地法第32条第1項1号に該当する場合等とします。
- 5 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が〇〇農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。

なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。

- 6 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表2に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表2の備考欄にこれらの事項を記載してください。

- 7 経営費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表3に記載してください。
- 8 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。
- 9 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。

別表 1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 賃			備考
大字	字	地番	地目 (種類)	面積 (数量)	単位当たり金額	総額	支払期日	

別表 2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の 工 事 名	賃貸人及び賃借人の 費用に関する 支払区分の内容	賃借人の支払額についての 賃貸人の償還すべき額及び方法	備考

別表 3 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考

(別記97) 農地賃貸借解約書 (参考例)

農地賃貸借解約書

下記土地についての賃貸借契約を 年 月 日付けで合意解約し、賃借人は賃貸人に対し 年 月 日に土地を引き渡すこととする。

年 月 日

(賃貸人) 住所
氏名

(賃借人) 住所
氏名

記

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況		

※空欄の最上欄に（以下余白）と記載すること。

(留意事項)

農地中間管理事業により転貸された農地を地権者に返還する場合、「出し手－機構」と「機構－受け手」の合意解約書が別々に必要となります。

(別記98) 農地使用貸借解約書 (参考例)

農地使用貸借解約書

下記土地についての使用貸借契約を 年 月 日付けで合意解約し、使用借人は使用貸人に対し 年 月 日に土地を引き渡すこととする。

年 月 日

(使用貸人) 住所
氏名

(使用借人) 住所
氏名

記

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況		

※空欄の最上欄に（以下余白）と記載すること。

(留意事項)

農地中間管理事業により転貸された農地を地権者に返還する場合、「出し手－機構」と「機構－受け手」の合意解約書が別々に必要となります。

（別記 99） 和解の仲介申立書

様式例第 12 号の 1

和 解 の 仲 介 申 立 書

年 月 日

〇〇〇農業委員会 御中

申立人 住所
氏名

1 相手方の住所及び氏名

2 紛争に係る農地等の表示

所在・地番	地目		面積（㎡）	備 考
	登記簿	現 況		

3 申立ての趣旨

4 紛争の経過の概要

5 その他参考となるべき事項

（記載要領）

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 和解の結果によっては利害関係を有する者が生ずることがあるので、このような利害関係を有する者があると考えられる場合には、その者の氏名及び住所（法人である場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに利害関係を 5 の「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(別記 100) 和解の仲介申立調書

様式例第 12 号の 2

和 解 の 仲 介 申 立 調 書

年 月 日

- 1 申立ての年月日
- 2 申立人の住所及び氏名
- 3 相手方の住所及び氏名
- 4 紛争に係る土地の表示
- 5 申立ての趣旨
- 6 紛争の経過の概要
- 7 その他参考となるべき事項

以上は、申立ての内容に相違ありません。

申 立 人	住所
	氏名

調書作成者	氏名
-------	----

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

（別記 101） 和解の仲介の開始通知書（農業委員会 → 申立人）

様式例第 12 号の 3

和 解 の 仲 介 の 開 始 通 知 書

年 月 日

申立人（被申立人） 住所
氏名 様

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

下記 1 に記載する和解の仲介の申立てに係る紛争事件について、その和解の仲介を行なうこととし、農地法第 25 条第 2 項の規定に基づきその仲介委員を下記 2 のとおり指名したので通知します。

なお、今後、この事件に係る仲介手続きは、同法第 25 条第 2 項の規定により仲介委員が行なうこととなりますから、御了知ください。

記

1 事件名及び当事者の氏名

年仲介第 号 請求事件

申 立 人 氏名
被申立人 氏名

2 指名した仲介委員の氏名

農業委員 氏名
農業委員 氏名
農業委員 氏名

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

（別記 102） 和解の仲介の開始通知書（農業委員会 → 知事）

様式例第 12 号の 4

和 解 の 仲 介 の 開 始 通 知 書

年 月 日
番 号

岐阜県知事 様

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

下記 1 に記載する和解の仲介の申立事件について、その和解の仲介を行なうため、下記 2 のとおり仲介委員を指名したので、通知します。

記

1 事件名及び当事者の氏名

年仲介第 号 請求事件

申 立 人 氏名
被申立人 氏名

2 指名した仲介委員の氏名

農業委員 氏名
農業委員 氏名
農業委員 氏名

3 紛争の概要

（別紙申立書写しのとおり）

4 その他参考となるべき事項

（記載要領）

法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

(別記 103) 和解の仲介の申出書 (農業委員会 → 知事)

様式例第 12 号の 5

和 解 の 仲 介 の 申 出 書

年 月 日
番 号

岐阜県知事 様

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

下記 1 に記載する和解の仲介の申立事件については、下記 2 の理由により当農業委員会において和解の仲介を行なうことが困難（不適當）と認められるので、貴職において、和解の仲介を行なわれたく、申立書を添え、農地法第 25 条第 1 項ただし書の規定による申出をします。

記

1 事件名及び当事者の氏名

年仲介第 号 請求事件

申 立 人 氏名

被申立人 氏名

2 申出をする理由

3 その他参考となる事項

(記載要領)

- 1 申立書又は申立調書及び申立人の同意書を添付する。
- 2 法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

(別記 104) 和解の仲介期日等の通知書 (農業委員会 → 申立人)

様式例第 12 号の 6

和 解 の 仲 介 期 日 等 の 通 知 書

年 月 日

申立人 (被申立人、参加人) 住所
氏名

様

〇〇〇農業委員会
仲介委員 氏名

年仲介第 号 請求事件 (申立人 、被申立人) に係る和解の仲介を、下記により行ないますので、御出頭願います。

なお、やむをえない理由により当日出頭出来ないときは、代理人を出頭させることも可能ですが、この場合には代理権を証する書面を提出してください。

記

1 和解の仲介の期日

年 月 日 時より

2 和解の仲介を行なう場所

3 その他必要な事項

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(別記 105) 和解の仲介の打切決定通知書(農業委員会 → 申立人)

様式例第 12 号の 7

和解の仲介の打切決定通知書

年 月 日

申立人(被申立人、参加人) 住所
氏名

様

〇〇〇農業委員会
仲介委員 氏名

下記に記載する和解の仲介事件について、和解の仲介を行なってきましたが、当事者間に相当と認められる内容で合意が成立する見込みがないと認められるので、和解不成立として事件を打ち切ることに決定しましたので、通知します。

記

年仲介第 号 請求事件

申 立 人	氏名
被申立人	氏名
参 加 人	氏名

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(別記 106) 和解の仲介申立ての取下通知書 (農業委員会 → 申立人)

様式例第 12 号の 8

和解の仲介申立ての取下通知書

年 月 日

被申立人 (参加人) 住所
氏名 様

〇〇〇農業委員会
仲介委員 氏名

下記に記載する和解の仲介事件について、その申立人から和解の仲介の申立ての取下げがありましたので、通知します。

記

年仲介第	号	請求事件	申立人	氏名
			被申立人	氏名
			参加人	氏名

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

（別記 107） 和解の仲介結果通知書（農業委員会 → 知事）

様式例第 12 号の 9

和 解 の 仲 介 結 果 通 知 書

年 月 日
番 号

岐阜県知事 様

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

下記 1 に記載する和解の仲介の申立事件について、和解の仲介が終了したので、その結果を通知します。

記

1 事件名及び当事者の氏名

年仲介第 号 請求事件

申 立 人	氏名
被申立人	氏名
参 加 人	氏名

2 和解の仲介の終了の期日

年 月 日

3 和解の仲介結果

和解成立（又は和解不成立若しくは取下げ）

（記載要領）

- 1 当事者が法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 2 和解成立の場合には、和解調書の写しを添付する。

(別記 108) 和解の仲介申立簿

様式例第 12 号の 10

事 件 番 号	年仲介第 号
申 立 年 月 日	年 月 日
事 件 名	
申立人の住所氏名	
被申立人の住所氏名	
参加人の住所氏名	
仲介委員の氏名	
仲介の結果	年 月 日 ○○
備 考	

(記載要領)

- 1 事件番号は、暦年ごとに一連番号とする。
- 2 事件名は、その申立ての趣旨により「貸付地返還請求事件」「耕作権確認請求事件」等と記載する。
- 3 「仲介の結果」欄には、仲介終了の年月日とその結果を、「和解成立」、「和解不成立」及び「取下げ」の区分により記載する。
- 4 その申立てに係る紛争が農地法第 25 条に規定する要件を欠くと認められ、農業委員会会長が仲介を行なわない旨を決定したときは、「仲介の結果」欄に、その決定の年月日及び「却下」と記載する。
- 5 農業委員会が都道府県知事に対して農地法第 25 条第 1 項ただし書の申出をしたときは、「仲介の結果」欄に、その申出の年月日及び「知事へ移送」と記載する。
- 6 仲介委員の交替、仲介途中において「知事へ移送」したときには所要事項を「備考」欄に記載する。

(別記 109) 和解の仲介記録簿

様式例第 12 号の 11

和解の仲介記録簿

1 事件の概要

事 件 番 号	年 仲介第 号
申 立 年 月 日	年 月 日
申立人の住所及び氏名	住所 氏名
相手方の住所及び氏名	住所 氏名
紛 争 の 概 要	

2 申立に対する処理

受 理	当事者への開始通知	年 月 日		
	知事への開始通知	年 月 日		
	仲 介 委 員 名	(仲介主任)		
知事への申出	申出年月日	年 月 日	理由	
却 下 理 由				

3 仲介の経過

期日・場所	出 席 者	仲 介 の 概 要
年 月 日 (場所)	仲 介 委 員	
	当 事 者	
	申 立 人	
	相 手 方	
年 月 日	利 害 関 係 人	
	仲 介 委 員	

(場所)	当 事 者	申 立 人		
		相 手 方		
	利 害 関 係 人			
年 月 日	仲 介 委 員			
(場所)	当 事 者	申 立 人		
		相 手 方		
	利 害 関 係 人			
年 月 日	仲 介 委 員			
(場所)	当 事 者	申 立 人		
		相 手 方		
	利 害 関 係 人			

(小作主事が意見を求めた場合のみ)

4 小作主事の意見

意 見 聴 取 年 月 日	年 月 日
小作主事の所属氏名	
意 見 方 法	口頭・書面・その他
意 見 要 旨	

5 仲介結果

和解成立・和解不成立・取下	内 容	
---------------	-----	--

6 知事への結果通知年月日

年 月 日

(記載要領)

- 1 1の「事件の概要」を申立書で代える場合は、事件番号のみ記載する。
- 2 2の「申立に対する処理」が「知事への申出」及び「却下」の場合は、3以下の記載は不要である。
- 3 4の「小作主事の意見」は、書面により意見が述べられたときは、記載を省略して差し支えない。なお、意見書を本記録簿に整理して保管する。

(別記 110) 和解の仲介の開始通知書 (知事 → 申立人)

様式例第 12 号の 12

和 解 の 仲 介 の 開 始 通 知 書

年 月 日
番 号

申立人 (被申立人) 住所
氏名 様

岐阜県知事 ○○ ○○

農業委員会から申出のあった下記 1 に記載する和解の仲介事件について、農地法第 28 条第 2 項の規定に基づき、担当小作主事を下記 2 のとおり指定して和解の仲介を行なわせることとしましたので、通知します。

なお、今後の仲介手続は担当小作主事が行なうこととなりますので、御了知ください。

記

1 事件名及び当事者の氏名

年岐阜県仲介第 号 請求事件
申 立 人 氏名
被申立人 氏名

2 指定した担当小作主事の氏名

小作主事 氏名

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

非 農 地 通 知 書

年 月 日

様

〇〇〇農業委員会
会長 〇〇 〇〇

貴殿が所有(借受)する土地は農地法第2条第1項の農地に該当しない旨判断しましたのでお知らせします。

このため、下記土地の登記について、登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。

なお、農業委員会は、下記土地について、農地台帳を整理するとともに、併せて市町村等関係機関に対し、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することを申し添えます。

記

土地の所在・地番	地 目		面 積 (㎡)	
	登記簿	現況	登記簿	実測

非農地通知一覧表

年 月 日現在
〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

土地の所在・地番	地目		面積 (㎡)		所有者氏名	議決年月日	発行日	その後の状況
	登記簿	現況	登記簿	実測				

利 用 意 向 調 査 書

年 月 日

住所
氏名

殿

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと思込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）ことから、農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査を行いますので、別添の「農地における利用の意向について」（注.1）に必要事項を記入の上、〇月〇日（注.2）までに同封の返送用封筒又は電子メールにて返送してください。

（注.1）農地法施行規則第74条に定める別記様式

（注.2）発出から1か月以内の範囲で設定すること。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

2 利用状況

(1) 調査年月日

(2) 利用状況

3 留意事項

以下のいずれかに該当する場合には、農地法第36条の規定に基づき農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告しますので、留意願います。

なお、当該勧告にも応じなかった場合には、都道府県知事の裁定により、当該農地に農地中間管理機構の利用権が設定される可能性があります。また、勧告が行われると、当該勧告の対象となった農地の固定資産税及び都市計画税の評価額が引き上げられ、固定資産税額及び都市計画税額が増えることとなります。

(1) 自ら耕作する意思を表明した場合において、その表明のあった日から起

算して6か月を経過した日においても、その農業上の利用の増進が図られていないとき。

- (2) 自ら所有権の移転・賃貸借の設定を行う意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6か月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われていないとき。
- (3) 農業上の利用を行う意思がないとき。
- (4) 本通知発出日から起算して6か月を経過した日においても意思の表明がないとき。

なお、上記に該当する場合でも、その農地が農業振興地域外である場合や、正当の事由があるとき（農地中間管理機構から、その農地が農地中間管理事業規程において定められた基準に適合しない旨の通知があった場合等）は、この限りではありません。

（記載要領）

- 1 通知の相手方が複数いる場合は、あて名は連名にした上でそれぞれに通知すること。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称」及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

（備考）

- 1 必要に応じて、農地中間管理事業の概要等を別途記載することができます。
- 2 農地の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 3 電子メールにて返信する場合は、xxxxx@xxxx.lg.jp宛て送信してください。

(別記114) 利用意向調査回答書
別記様式（農地法施行規則第 74 条関係）

農地における利用の意向について

年 月 日

住所
氏名
電話番号

下記の農地について以下のとおり利用します。

なお、本日から 6 月を経過する日までに農業上の利用の増進が図られない場合には、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 39 条第 1 項の規定による都道府県知事の裁定により、賃借権の設定が行われる場合があることについて承知いたします。

記

・農地の所在等と利用の意向

所在・地番	地目	面積（㎡）	利用の意向 （以下の選択肢の番号（④の場合は、 意向の具体的内容）を記入）

【農地の利用の意向の選択肢】

- ① 当該農地について、農地中間管理機構（機構名：（一社）岐阜県農畜産公社）が行う農地中間管理事業を利用します。＊
 ※市街化区域外の農地についてのみ選択可能。また、農地の所有者のみ選択可能。
- ② 当該農地について、自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行います。
- ③ 自ら耕作します。
- ④ その他（農業委員会によるあっせんを希望する等）

（記載要領）

届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

（備考）

- 1 必要に応じて、農地中間管理事業の概要等を別途記載することができます。
- 2 農地の所在等と利用の意向欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

あっせん申出書

下記農用地等につき（売買、貸借、交換）のあっせんを申し出ます。

なお、事前に実質的に契約を締結したり、不動産業者が介入している等農地移動適正化あっせん事業によるあっせんの対象とすることが不適当な事実がないことを確約いたします。

記

所 在	地 目	面 積 (㎡)	備 考

年 月 日

〇〇〇農業委員会長 様

申出者 住所

氏名

(記載要領)

- 1 あっせん事業実施要領9のイのあっせんの申出の場合には、所在等の記載は要しない。
- 2 () 内のなお書は、農用地等の所有者からのあっせんの申出の場合に限ること。それ以外の場合は削除しておくこと。

(別記116) あっせん調書

あっせん調書

(1) 申出	申出者氏名		住 所		申出年月日		申 出 の 内 容 ※	
							売買、貸借、交換、その他()	
(2) 相手方	氏 名		住 所		要領9の(ア、イ、ウ ※)該当			
(3) あっせんの内容	対 象 土 地 等	所 在	地 番	面積(a)	地 目	契約の種類※ ¹		
						売買、賃貸借 その他 使用貸借、交換、()		
						売買、賃貸借 その他 使用貸借、交換、()		
						売買、賃貸借 その他 使用貸借、交換、()		
						売買、賃貸借 その他 使用貸借、交換、()		
	あっ せんの 結果	売 買 価 格 (円)		賃 貸 期 間 (年)				
		譲受者の権利取得前後の経営面積(a)						
			田	畑	樹園地	小 計	採草放牧地	山林その他
		取得前						
	取得後							
(4) あっ せんの 経過等	あっせん期間		あっせん回数 (回)		契約締結予定		農地法第3条 許可申請予定	
	年 月 日 ～年 月 日				年 月 日		年 月 日	

以上のとおり相違ないことを確認する。

年 月 日

譲受等予定者 氏名
譲渡等予定者 氏名
あっせん委員 氏名
あっせん委員 氏名

台帳用 ※ 2	農地法第3条許可年月日	年	月	日
	農業経営基盤強化促進法 第19条農用地利用集積 計画公告年月日	年	月	日
	あっせん証明書交付の有無	有(年 月 日) 無		
	台帳綴り込み年月日	年	月	日
		台帳No.		

(記載要領)

- 1 選定調書を添付すること。
- 2 ※1欄は該当を○で囲むこと。
- 3 あっせんの結果欄については、売買の場合は売買価格、賃貸借の場合は賃貸期間を書くこと。
- 4 ※2欄は台帳綴り込みの際に記載すること。

(別記117) あっせんてんまつ書

あっせんてんまつ書

(1) 申出		申出者氏名		住所		申出年月日		申出の内容※	
								売買、貸借、交換、その他()	
(2) 相手方		氏名		住所		要領9の(ア、イ、ウ ※)該当			
(3) あっせん の内容	対象土地等	対所	在	地番	面積(a)	地目	契約の種類※ ¹		
							売買、賃貸借 その他 使用貸借、交換、()		
							売買、賃貸借 その他 使用貸借、交換、()		
							売買、賃貸借 その他 使用貸借、交換、()		
							売買、賃貸借 その他 使用貸借、交換、()		
	あっせん打ち切りの理由	(注) 要領14の(1)のア又はイのいずれによるものかを具体的に記載すること。							
(4) あっせんの経過等	あっせん期間				あっせん回数(回)				
	年 月 日～ 年 月 日								
以上のとおり相違ないことを確認する。 年 月 日 あっせん委員 氏名 "									
台帳用※ ²									
		台帳綴り込み年月日		年 月 日		台帳No.			

(記載要領)

- 1 選定調書を添付すること。
2 ※ 1 欄は該当を○で囲むこと。
3 ※ 2 欄は台帳綴り込みの際に記載すること。

(別記118) 譲渡所得(所得)の特別控除等に係る土地等についての農業委員会のあっせんの証明願(参考例)

譲渡所得(所得)の特別控除等に係る土地等についての
農業委員会のあっせんの証明願

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 様

住所(事務所)

氏名(名称)

(代表者)

租税特別措置法第34条の3第1項(租税特別措置法第65条の5第1項)の規定による農用地区域内の土地等を譲渡した場合の譲渡所得(所得)の特別控除の措置を受けるため、下記の土地等(土地及び土地の上に存する権利をいう。)は、農業振興地域の整備に関する法律第23条に規定するあっせんにより譲渡したものであることを証明願います。

記

土地の所在 及び地番	地目	面積 (㎡)	あっせんの 成立年月日	あっせんに係る 契約の種類

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

(別記119) (土地等)買換えの場合の譲渡所得(所得)の課税の特例等に係る
土地等の買換えについての農業委員会のあっせん等証明願(参考例)

買換えの場合の譲渡所得(所得)の課税の特例等に係る
土地等の買換えについての農業委員会のあっせん等証明願

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 様

住所(事務所)

氏名(名称)

(代表者)

租税特別措置法第37条第1項の表の第○号(租税特別措置法第65条の7第1項の表の第○号)の規定による農用地区域等内における土地等の買換えの場合の譲渡所得(所得)の課税の特例等の措置を受けるため、下記の土地等(土地及び土地の上に存する権利をいう。)は、農業振興地域の整備に関する法律第23条に規定するあっせん又は当該あっせんに準ずる農業委員会のあっせんにより取得したものであることを証明願います。

記

土地の所在 及び地番	地目	面積 (㎡)	あっせんの 成立年月日	あっせんに係る 契約の種類

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

(別記120) (果樹)買換えの場合の譲渡所得(所得)の課税の特例等に係る果樹の買換えについての農業委員会のあっせん等証明願(参考例)

買換えの場合の譲渡所得(所得)の課税の特例等に係る
果樹の買換えについての農業委員会のあっせん等証明願

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 様

住所(事務所)

氏名(名称)

(代表者)

租税特別措置法第37条第1項の表の第〇号(租税特別措置法第65条の7第1項の表の第〇号)の規定による農用地区域等内における土地等の買換えに伴う果樹の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例等の措置を受けるため、下記の果樹は、農業振興地域の整備に関する法律第23条に規定する勧告に係る協議、調停若しくはあっせん又は当該あっせんに準ずる農業委員会のあっせんにより取得をした農用地区域等内にある土地等(租税特別措置法第33条の2第1項第2号又は租税特別措置法第65条第1項第2号)に規定する交換により取得した土地等に生立するものであり、かつ、当該土地等の取得に伴う農業委員会のあっせんにより取得したものであることを証明願います。

記

果樹の 種類 及び 数量	当該果樹が生立する 土地等の所在地			あっせん成立の 年月日		あっせんに係る 契約の種類	
	所在地番	地目	面積 (㎡)	当該果樹の あっせん 成立年月日	当該果樹が 生立する 土地等の あっせん 成立年月日	当該果樹の あっせんに 係る 契約の種類	当該果樹が 生立する土地 等のあっせん に係る契約の 種類

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

(別記121) 不動産取得税の課税標準の減額措置に係る土地についての農業委員会
のあっせん証明願(参考例)

不動産取得税の課税標準の減額措置に係る土地についての
農業委員会のおっせん証明願

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 様

住所(事務所)

氏名(名称)

(代表者)

地方税法第〇〇条第〇項の規定による農用地域内の土地を取得した場合の不動産取得税の課税標準の減額措置を受けるため、下記の土地は、農業委員会のおっせんにより取得したものであることを証明願います。

記

土地の所在 及び地番	地 目	面積 (㎡)	あっせんの 成立年月日

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

(別記122) 法第35条第1項に基づく通知

様式例第13号の7

農地法第35条第1項に基づく通知

年 月 日

農地中間管理機構

一般社団法人岐阜県農畜産公社

理事長 ○○ ○○ 様

○○○農業委員会

会長 ○○ ○○

農地法第35条第1項の規定に基づき、下記農地の所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったので通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名

2 所有者等の連絡先

住所：

電話番号：

(記載要領)

- 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合には、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 「所有権以外の権利に関する事項」については、所有権以外の権原が設定されている場合に記載する。「内容」欄には、権利（賃借権等）の存続期間、借賃等を記載する。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

(別記123) 「農地法の運用について」第3-5-(3)に基づく情報提供(参考例)

農委第 号
年 月 日

農地中間管理機構
一般社団法人岐阜県農畜産公社
理事長 ○○ ○○ 様

○○○農業委員会
会長 ○○ ○○

「農地法の運用について」第3-5-(3)に基づく情報提供

「農地法の運用について」第3-5-(3)の規定に基づき、利用意向調査を実施しましたので、その農地の状況等について情報提供します。

記

(対象農地) 別紙一覧のとおり

勸 告 書

年 月 日

住所

氏名

殿

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

農地法第36条第1項の規定に基づき、下記の農地について、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し、同機構と協議すべきことを勧告します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類

2 勧告の理由

〇〇のため、農地法第36条第1項第〇号に該当します。

3 農地中間管理機構の連絡先

農地中間管理機構名：

住所：

電話番号：

(留意事項)

勧告があった日から起算して2ヶ月以内に農地中間管理機構との協議が整わず、又は協議を行うことができないときは、農地中間管理機構が都道府県知事に対し、上記農地について農地中間管理権の設定に関し、裁定を申請することがあることを申し添えます。

この勧告に対する問い合わせ先は次のとおりです。

農業委員会の連絡先

電話番号：

担当者名：

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 記の2の「勧告の理由」については、当該農地に対してこれまで実施した利用状況調査や利用意向調査の概要やそれに対する所有者等の対応状況等、勧告に至る経緯を具体的に記載すること。

（別記125） 法第36条第1項に基づく勧告を行った旨の通知書

様式例第13号の9

農地法第36条第1項に基づく勧告を行った旨の通知書

年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 様

（農地の所有者氏名 様）

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

下記農地の所有権等に対して、農地法第36条第1項の規定に基づき勧告したので、同条第2項に基づき通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の 住所・氏名・電話番号

2 農地中間管理機構は、上記農地の所有者等に連絡してください。

3 その他参考となるべき事項

（記載要領）

- 1 記の1の農地の所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 農地の所有者あてに通知する場合は、記の2を削る。
- 3 記の3の「その他参考となるべき事項」には、勧告書の内容、土地の状況を記載する（必要に応じて図面、写真等を添付）。

(別記 126) 農地法第 43 条第 1 項の規定による届出書

様式例第 1 号

農地法第 43 条第 1 項の規定による届出書

(農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出)

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 殿

住 所

氏 名

下記のとおり農地に農作物栽培高度化施設を設置し、その底面をコンクリート等で覆いたいのので、農地法第 43 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 届出者の住所										
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面積 (㎡)	土地所有者		耕 作 者		
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所	
	計	㎡ (田 ㎡ 畑 ㎡)								
3 施設の面積等	施設の面積等	施設の面積		㎡						
		施設の棟高		m						
		施設の軒高		m						
		周辺農地から 施設までの距離	東側の農地からの距離					m		
			西側の農地からの距離					m		
			北側の農地からの距離					m		
			南側の農地からの距離					m		
		施設の被覆材	素材の名称							
			光を透過する素材か				透過する ・ 透過しない			
		施設の構造		(階数 :)						
	施設の設置 に係る工事 の時期等	工事着工時期		年 月						
工事完了時期		年 月								
栽培開始時期		年 月								
4 施設を設置することによって生ずる周辺農地への被害の防除措置の概要										

5 施設の設置 に必要な行政 庁の許認可等	許認可等の名称			
	許認可等の申請の有無			
	許認可等の時期			
	許認可等の担当部局			
6 届出に当たり 同意する事項	☐ 私は、届出に係る施設において農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意します。 ☐ 私は、届出に係る施設の設置によって周辺農地に係る日照に影響を及ぼす場合や、当該施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合など、周辺農地に係る営農条件に支障が生じた場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、適切な是正措置を講ずることについて同意します。			
7 法人の場合 業務の内容				
8 備考				

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 「施設の面積」欄には、施設の底面の面積を記載してください。
- 3 「施設の棟高」欄には、施設の設置される敷地の地盤面（施設の設置に当たって 30cm 以下の基礎を施工する場合には、当該基礎の上部をいう。以下同じ。）から施設の棟までの高さを記載してください。
また、「軒高」は、施設の設置される敷地の地盤面から施設の軒までの高さを記載してください。
- 4 「施設の構造」欄には、施設の種類（鉄骨ハウス、低コスト耐候性ハウス、鉄骨パイプハウス、完全人工光型植物工場等）及び括弧内に施設の階数を記載してください。
- 5 「農作物栽培高度化施設を設置することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。
- 6 「6 届出に当たり同意する事項」について確認し、同意する場合には□をチェックしてください。チェックしない場合、届出書は受理されません。
また、「農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合」とは、届出書に添付される営農計画書上、届出に係る施設において農作物の栽培が行われているべき時期において、
 ア 農作物の栽培が行われていない場合
 イ 農作物の栽培を行う面積が、当該営農計画書に記載されたものから概ね 2 割以上縮小している場合
 のいずれかに該当する場合をいいます。
 これらに該当した場合には、法第 44 条に規定する農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべき旨の勧告の対象となり、当該勧告に従わない場合には、農地法第 4 条に違反するものとして、都道府県知事等の原状回復命令等の措置が講じられる可能性があります。

(別記 127) 農地法施行規則第 88 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する営農に関する計画

様式例第 2 号

農地法施行規則第 88 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する営農に関する計画

年 月 日

1 届出に係る土地の所在等

土地の所在	地 番	面積 (㎡)
計		

2 施設における営農に関する計画等

(1) 施設内において栽培する農作物の作目及び栽培方法	作物												
	栽培方法												
	栽培面積 (㎡)												
(2) 施設内で栽培する農作物の生産量及び販売量	年間生産量 (t)												
	年間販売量 (t)												
	主たる販売先												
(3) 年間の農作物の栽培計画	月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
	内容												
(4) 施設設置に係る資金調達計画	自己資金 (千円)	補助金 (千円)		その他 (千円)		合計 (千円)		補助事業の名称及び担当部局					
(5) 施設の排水を排出する河川の名称等	河川等の名称												
	河川管理者												

(記載要領)

- 「栽培方法」は、施設内における栽培方法（養液栽培、栽培棚による土耕栽培等）を記載してください。
- 「栽培面積」は、施設の底面のうち農作物の栽培設備の用に供される部分の面積を記載してください。
- 「年間の農作物の栽培計画」欄には、作目ごとに農作物の栽培を行っている期間と栽培を行っていない期間を記載してください。

同 意 書

年 月 日

住 所

氏 名

私は、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する土地に、農地法第 43 条第 1 項に規定される農作物栽培高度化施設が設置されることについて、下記のとおり同意します。

記

1 届出に係る土地の所在等

土地の所在	地 番	面積 (㎡)	権利の種類
計			

2 届出に当たり同意する事項

私は、届出に係る土地に農地法第 43 条第 1 項に規定する農作物栽培高度化施設が設置されることについて、以下の【留意事項】を承知した上で、同意します。

【留意事項】

以下の記載事項を確認した上で、□をチェックしてください。

- ☐① 農作物栽培高度化施設が設置された後、当該施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合、当該土地は違反転用状態となるとともに、当該土地の所有者においては、法第 2 条の 2 の規定に基づき、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないこと、また、遊休農地に関する措置の対象になり得ること。
- ☐② ①に関して、賃借人が撤退した場合の混乱を防止するため、
- ア 土地を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか
- イ 原状回復の費用は誰が負担するか
- ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決めがあるか
- エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるか
- について、土地の賃貸借契約において明記することが適当であること

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

(別記 129) 受理通知書

様式例第 4 号

受 理 通 知 書

(届出者名) 様

番 号
年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって届出書の提出があった農地法第 43 条第 1 項の規定による届出についてはこれを受理し、〇〇年〇〇月〇〇日にその効力が生じたので、下記により通知します。

記

1 届出者の住所	氏名	住所			
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面積 (㎡)
			登記簿	現況	
		届出者が有する 土地の権利 の種類			
3 届出書が到達 した日					

(留意事項)

農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合には、当該施設において行われる農作物の栽培を耕作とみなすことができず、法第 4 条第 1 項の規定に違反することとなることに留意すること。

(記載要領)

- 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。
- 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付けを記入する。

(別記 130) 農地法第 44 条の規定による勧告書

様式例第 5 号

農地法第 44 条の規定による勧告書

年 月 日
番 号

住所
氏名 殿

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

貴殿は、農地法第 43 条第 1 項の規定による届出に係る同条第 2 項に規定する農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を適切に行っていないことから、同法第 44 条の規定に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に従わなかったとき等には、同法第 4 条第 1 項の規定に違反することとなり、同法第 51 条第 1 項の規定に基づく原状回復命令等の措置が講じられる可能性がありますので、御留意願います。

記

1 農作物栽培高度化施設が設置されている土地の所在等

所在・地番	面積 (㎡)

2 勧告の理由

農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を適切に行っていないため。

3 講ずべき措置

4 の期限までに農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を適切に行うこと。

4 措置を講ずべき期限

年 月 日

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 「4 措置を講ずべき期限」は、原則、勧告日から 6 月後の年月日を記載する。

勧 告 書

第 号
年 月 日

（違反転用者名） 様

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

あなたは、次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第51条第1項第○号に該当しているので、早急に農地へ復元、又は違反を是正するために必要な措置等に係る下記の事項について書面により報告をするよう農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項に基づき勧告します。

また、農地へ復元する等違反を是正した場合は、当農業委員会までご連絡ください。

記

違反行為に係る 土地の所在等	土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
			登記簿	現 況		
法第51条第1項 に該当する内容 及びその理由						

- 1 違反転用発生年月日
- 2 違反転用の内容
- 3 違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業
- 4 違反転用に至るまでの経過
- 5 今後の対応方針

(別記132) 違反転用事案報告書

様式例第4号の11

違反転用事案報告書

岐阜県知事 様

年 月 日

〇〇〇農業委員会

農地法第51条第1項第〇号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告します。

調査年月日	年 月 日	違反転用発生年月日	年 月 日
違反転用の内容			
違反転用に関係する土地の所在等	土地の所在	地番	地目 登記簿 現況
違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業	関係者の種類	氏名及び名称	住所
	土地所有者		
	一般承継人		
	転得者		
	工事請負人		
	工事下請人		
転用許可処分の内容	許可年月日		
	許可権者		
	許可に係る転用目的		
	許可に付した条件		
	許可を受けた転用事業者の氏名、住所及び職業	氏名	住所
違反転用に至るまでの経過			
付近の農林水産業又は生活環境への被害の状況			
違反転用に関して他の法令等により許認可等を要する場合は、その手続等の状況			

土地利用計画 との関係					
特定土地改良事 業等の実施状況	事業の種類	事業施行者	施行面積 (㎡)	違反転用に関する面積 (㎡)	施工時期
関係者からの 事情聴取の内容					
農業委員会 の と っ た 措 置					
農業委員会 の 意 見					
その他参考と なるべき事項					

(添付書類)

- 1 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- 2 位置図及び周辺状況図

(記載要領)

「土地利用計画との関係」欄は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域又は農用地区域、都市計画法に基づく市街化区域又は市街化調整区域、工場立地法に基づく調査対象団地その他の土地利用計画との関連及び影響の有無について記載すること。

違反転用事業の概要（ 年 月末現在）

番 号	市町村名	土地の所在・地番	違反転用の内容	違反 条項	農地区分	面積 (㎡)	土地所有者		違反転用者		違反転用の発生原因・発生経緯	現在の状況					農振法			都市計画法				違反転用の 発生年月日	違反転用の 発見年月日	農業委員会 からの 報告年月日		
							氏名・名称	職業・業種	氏名・名称	職業・業種		是正状況	違反転用者の態様 (是正意思の有無等)	付近の農林水産業又は生活 環境への被害の状況	是正の支障と なっている事情	今後の対応方針	農業振興 地域外	農業振興地域内		都市計画 区域外	都市計画区域内							
																		農用地 区域内	農用地 区域外		市街化 区域内	市街化 調整区域	非線引き (用途区域内)				非線引き (左以外)	
																												実施年月日
	(記載例1) 〇〇市	〇〇市〇〇字〇〇123-45	産業廃棄物捨場	4条	農用地区域内	500	美濃 太郎	農業者	(有)〇〇	産業処理業	違反転用者に農地法遵守の意識が低く、確信犯的に産業を投棄した。 また、本件土地は耕作放棄地であり、土地所有者も本件土地が農地法の農地に当たるとする認識がなかった。	未是正	指導(口頭、文書)を行ったが、是正意思はみられない	産業廃棄物から周辺農地に有害物質が流出しており、営農に支障が生じている	・違反転用者に是正意思がないこと ・土地所有者も金銭的な理由により原状回復困難	令和7年中に勧告を行い、それでも是正されないときは原状回復命令を行う		○		○					R5.12頃	R6.1.10	R6.2.1	R6.3.14 R6.6.30 R7.1.13
	(記載例2) 〇〇市	〇〇町〇〇字〇〇6789	駐車場	5条	第1種農地	1,200	飛騨 次郎	農業者	同左	同左	農地を転用するには許可がいることを知らなかった。	追認許可済み	—	—	—	—			○					○	R6.8.25	R6.8.27	R6.8.30	R6.8.30
1																												
2																												
3																												

違反転用事案の概要（ 年 月末現在）

番号	市町村名	土地の所在・地番	違反転用の内容	違反転用に対する是正措置の実施状況及び内容等																				
				口頭指導			文書指導			勧告			処分・命令(原状回復命令等)							刑事告発の実施年月日	行政代執行の実施年月日	追認許可の許可年月日	その他	
				内容	是正期限	結果	実施年月日	内容	是正期限	結果	実施年月日	内容	是正期限	結果	実施年月日	内容	是正期限	結果	処分等を行っていない場合には、その理由					
	(記載例1) 〇〇市	〇〇市〇〇字〇〇123-45	産業廃棄物捨場	原状回復を行うよう指導	R6.5.31 R6.8.31 R7.2.1	複数回口頭指導を行ったが、是正意思はみられなかった。	R6.4.30 R6.10.26	原状回復を行うよう文書にて指導	R6.7.30 R6.12.31	複数回文書指導を行ったが、是正意思はみられなかった。										勧告を行ったが是正履行期限までに原状回復がなされなかったことから、平成30年3月中に原状回復命令を行う予定。				
	(記載例2) 〇〇市	〇〇町〇〇字〇〇6789	駐車場	追認許可申請を行うよう指導	R6.10.30	是正期限内に追認許可申請を行うとの回答を得た。																	R6.11.29	
1																								
2																								
3																								

追加時期

(別記134) 農地復元の勧告書

様式例第4号の12

勧 告 書

第 号
年 月 日

(違反転用者名) 様

岐阜県知事 ○○ ○○

あなたは、次のとおり、農地法第51条第1項第○号に該当しているので、 年 月 日までに工事その他の行為を停止してください。(又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をしてください。)

期日までにこれに応じない場合には、同項による処分(命令)を行う方針です。

違反行為に係る 土地の所在等	土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
			登記簿	現 況		
法第51条第1項 に該当する内容 及びその理由						

処 分 書

第 号
年 月 日

(違反転用者名) 様

岐阜県知事 ○○ ○○

農地法第51条第1項の規定により次のとおり処分します。

処分の内容	
処分を行う理由	

※ 4 ha 以下の場合

〔教 示〕

- この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 4 ha 超の場合（略）

命 令 書

第 号
年 月 日

(違反転用者名) 様

岐阜県知事 ○○ ○○

農地法第51条第1項の規定により次のとおり措置することを命じます。

停止すべき行為又は 講ずべき原状回復等の 措置の内容	
原状回復等の措置の 履行期限	年 月 日
命令を行う理由	

(留意事項)

- 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により農業委員会を經由して当職あて届け出てください。
- 2 原状回復等の措置の履行を定められた期限までに完了することができなかったときは、その理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書を農業委員会を經由して当職あて提出してください。
- 3 原状回復等の措置の履行期限までに正当な理由がなくてこの命令に従わなかったときは、農地法第51条第3項の規定により「命令に従わなかった旨」、「命令に係る違反転用に関係する土地の所在等」、「命令に係る違反転用の内容」、「命令の内容等」、「命令を受けた者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）」について公表することがあります。
- 4 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、農地法第51条第3項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を当職において行うことがあります。
- 5 当職において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を貴殿（御社）から徴収することがあります。

(記載要領)

- 1 行為の停止を命ずる場合には、直ちに行為を停止するよう命ずることとなるため、「原状回復等の措置の履行期限」欄には記載する必要はない。
- 2 「(留意事項)」は、原状回復等の措置を講ずる旨の命令を行う場合に記載する。

※ 4 ha 以下の場合

〔教 示〕

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 4 ha 超の場合（略）

(別記 137) 農地法第 51 条第 3 項に基づく違反転用事案に関する情報の公表について
様式例第 4 号の 18

農地法第 51 条第 3 項に基づく違反転用事案に関する情報の公表について

年 月 日

岐阜県知事 ○○ ○○

農地法第 51 条第 1 項により原状回復等の措置を講ずるよう命令を行った違反転用事案について、履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったので、同条第 3 項の規定によりその旨及び当該命令に係る土地の地番等について公表します。

命令に係る違反 転用に関する 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	
命令に係る違反 転用の内容					
命令の内容等	命令を行った日	年 月 日			
	履 行 期 限	年 月 日			
	命令を行った原状回 復等の措置の内容				
命令を受けた者 の氏名					

(記載要領)

命令を受けた者が法人である場合には、「命令を受けた者の氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を記載してください。

(別記138) 勧告（・通知・命令）後の履行完了状況（・履行状況）報告書（参考例）

年 月 日

岐阜県知事 様
(〇〇〇農業委員会会長 様)

住所
氏名

農地法第51条第1項第 号に基づく勧告（・通知・命令）後の履行完了（履行状況）報告について

先に、農地法第51条第1項第 号の規定により是正勧告（・通知・命令）を受けた土地の履行完了（履行状況）を下記のとおり報告します。

記

1 勧告（・通知・命令）年月日

2 勧告（・通知・命令）番号

3 違反行為に係る土地の所在

4 違反行為に係る地目、地積

5 違反行為の内容

6 勧告（・通知・命令）に係る履行完了状況（・履行状況）

勧告（・通知・命令）の内容	履行完了状況（・履行状況）		
	履行着手年月日 (又は予定年月日)	履行完了年月日 (又は予定年月日)	履行進捗率 (%)

(記載要領)

- 1 () 内において不要の語句があるときは、取消し線により抹消すること。
- 2 勧告、通知又は命令に係る履行完了状況（履行状況）は、記 6 に記入するとともにその概要を記載し必要に応じて是正されたことが分かる図面、現況写真等を添付すること。
- 3 是正処置が当初計画どおり進捗していない場合※¹は、その理由及び今後の見通しを詳細に記載すること。
※ 1 遅延又は未着手となっている場合
- 4 知事による勧告、通知又は命令に対する報告は、農業委員会、県農林事務所を経由して 2 部※²提出すること。
※ 2 農業委員会、県農村振興課分

(別記139) 農地復元に係る通知書(参考例)

第 号
年 月 日

(違反転用者名) 様

岐阜県知事 ○○ ○○

農地復元に係る通知書

あなたは、次のとおり、農地法第51条第1項第○号に該当しているので、農地に復元されたい。

なお、これに応じない場合は、同条の規定による処分(命令)をする方針であるので、これに対して意見があるときは、この通知を受けた日から起算して3日以内(日時指定する場合 月 日 時)に書面により、又は当庁に出頭してその事情を弁明されたい。

追って、口頭により弁明される場合には、その際にその要旨を書面により提出されたい。

違反行為に係る 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備 考
			登記簿	現 況		
法第51条第1項 に該当する内容 及びその理由						

(注.)

この通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に弁明することができない場合には、その理由を当職()に連絡すること。

(別記140) 過料事件通知書

様式例

番 号
年 月 日

管轄の地方裁判所 御中

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

過料事件通知書

下記の者については、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 68 条の規定に掲げる事実があったため、同条により、30 万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知いたします。

記

- 1 違反者の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 事件の概要
- 3 添付資料

(記載要領)

- 1 「管轄の地方裁判所」には、法人の主たる事務所を管轄する地方裁判所を記載してください。
- 2 「2 事件の概要」には、違反者を過料に処すべき理由となる事実を管轄の地方裁判所において認定することができるよう、以下の記載例を参考として明確に記載してください。

(記載例)

農地法第2条第3項に定義する農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条第1項の規定により、毎事業年度終了後3月以内に、事業の状況等を記載した報告書を農業委員会へ提出する必要がある。

農地所有適格法人である株式会社〇〇〇は、現に農地を所有し、又は当該法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を当該法人の耕作若しくは養畜の事業に供している。また、定款において事業年度を毎年〇月〇日から〇月〇日までと規定しており、令和〇年〇月〇日が当該報告書の提出期限となるが、令和〇年〇月〇日時点において当該報告書を提出していない。

なお、当農業委員会では、令和〇年〇月〇日及び令和〇年〇月〇日に文書により提出に係る行政指導を行っているが、未だ提出に至っていない。

これらのことを踏まえれば、株式会社〇〇〇は、農地法第68条に規定する過料に処すべきものとする。

- 3 「3 添付資料」については、「2 事件の概要」に記載の事実を裏付ける記録等、違反者を過料に処すべき理由となる事実を管轄の地方裁判所において認定することができる資料である必要があります。具体的には、違反者の定款の写し、登記事項証明書及び所有農地の一覧表のほか、根拠規定（法第6条、第68条）の抜粋等が考えられます。